

# 第2次刈谷市多文化共生推進計画

令和6(2024)年度～令和15(2033)年度



国籍にかかわらず 全ての人が 尊重され、  
交流や協働が ひろがるまち 刈谷





## はじめに

産業都市として自動車関連産業を中心に多数の企業が集積する本市は、多くの外国人にとっての生活の基盤となっています。

そうした中で、姉妹都市カナダ・ミササガ市との交流や国際プラザでの多文化交流イベント、また、コミュニティガーデンなどの地域における交流活動は、本市における多文化共生のまちづくりの一翼を担っています。

近年、国の新たな施策等により、日本における外国人を取り巻く状況は大きく変化しており、本市においても外国人市民の増加や国籍の多様化が進んでいます。そうした変化により、地域における外国人と日本人の共生は不可欠となっているため、本市では、日本語学習の支援や外国人同士が助け合うためのコミュニティ形成の支援、また、地域に住む外国人との交流イベントの開催など新たな取組も行ってきました。

さらに、これからの時代は、生活に関わる情報の発信やコミュニケーションのツールとして、SNSをはじめとしたICTの活用も求められるようになってきています。

本計画では、こうした状況の変化を踏まえ、国籍に関わらず、すべての市民が安心・安全に暮らすための支援や外国人と日本人が異なる歴史や文化を互いに理解する機会の充実などを図るため、今後の多文化共生に関する基本的な方向性などをとりまとめています。

多文化共生の推進には、市民の皆様に主体となって関わっていただくことが重要であり、今後は、本計画に基づき各施策を進める中で、市民の皆様が楽しみながら積極的に交流できる機会の創出を図っていきたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました推進委員をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

刈谷市長 稲垣 武

# 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本事項.....                   | 1  |
| (1) 計画策定の背景.....                   | 1  |
| (2) 計画の位置づけ.....                   | 1  |
| (3) 計画の期間.....                     | 2  |
| (4) 計画の策定方法.....                   | 3  |
| 第2章 刈谷市の現状と課題.....                 | 4  |
| (1) 統計データからみる外国人市民の現状.....         | 4  |
| (2) 現状の評価.....                     | 10 |
| (3) 市民意識調査・ヒアリングからみる現状と課題.....     | 18 |
| (4) 現状と課題のまとめ.....                 | 30 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....                | 32 |
| (1) 目指すまちの姿と基本理念.....              | 32 |
| (2) 計画推進にあたり重視する視点.....            | 33 |
| (3) 基本目標と施策の体系.....                | 35 |
| (4) 数値目標.....                      | 37 |
| 第4章 具体的な施策.....                    | 38 |
| 基本目標1 コミュニケーション支援.....             | 38 |
| (1) 日本語教育の推進.....                  | 38 |
| (2) やさしい日本語の普及.....                | 39 |
| (3) 行政サービスの多言語提供体制の構築.....         | 40 |
| 基本目標2 生活に関わる支援.....                | 41 |
| (1) 誰一人取り残さない相談体制の構築.....          | 41 |
| (2) ライフステージに応じた生活の支援と異文化対応.....    | 42 |
| (3) 医療・災害など命に関わる外国人対応.....         | 43 |
| 基本目標3 共生に向けた教育と交流の推進.....          | 44 |
| (1) 国際理解教育の推進.....                 | 44 |
| (2) 多文化交流の促進.....                  | 45 |
| (3) 都市間交流・国際貢献.....                | 46 |
| 基本目標4 グローカル人材の参画促進と関係団体との連携強化..... | 47 |
| (1) グローカル人材の活躍促進.....              | 47 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (2) 外国人コミュニティへの支援と連携.....       | 48 |
| (3) 関係団体との連携強化.....             | 49 |
| 第5章 計画の推進体制.....                | 50 |
| (1) 計画の進捗管理.....                | 50 |
| (2) 連携・協働による計画の推進.....          | 50 |
| 第6章 重点協働プロジェクト.....             | 52 |
| (1) 外国人に伝わるコミュニケーションプロジェクト..... | 52 |
| (2) モデル地区からの多文化交流プロジェクト.....    | 53 |
| (3) 外国人コミュニティとの連携プロジェクト.....    | 54 |
| (4) 多文化共生の連携と発信プロジェクト.....      | 55 |
| 資料編.....                        | 56 |
| (1) 策定の経過.....                  | 56 |
| (2) 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会.....      | 57 |
| (3) 年表.....                     | 60 |



# 第1章 計画の基本事項

## (1) 計画策定の背景

本市では、平成24年（2012年）に「刈谷市国際化・多文化共生推進計画（以下「前計画」という。）」を策定し、「多様性を成長につなげる」「地球規模の共生をすすめる」「すべての人の人権をまもる」「共存・協働のまちをつくる」ことを目的に、5つの場面（地域、教育の場、公共施設・機会、企業・職場、地球規模）のビジョン「将来こうしたい！まちの風景」を実現するために国際化・多文化共生に関する各施策の推進に取り組んできました。

本市の外国人市民の人口は、リーマン・ショックのあった平成20年（2008年）以降は減少傾向となっていましたが、平成26年（2014年）に増加に転じ、現在まで増加傾向が続いています。特にベトナム人、インドネシア人をはじめとした東南アジアの国々の外国人市民が急増しており、国籍の多様化、定住化・永住化が進んでいます。

国においては、平成30年（2018年）に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、人口減少等により深刻化する人手不足への対応策として、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくための在留資格「特定技能1号・2号」が創設され、今後も新たに日本に在留する外国人が増えることが見込まれます。そのため、令和元年（2019年）に「日本語教育の推進に関する法律」の施行、令和2年（2020年）に「地域における多文化共生推進プラン」の改訂、令和4年（2022年）に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の決定がされるなど、外国人材の受入や外国人との共生のための法律等の整備が実施されています。

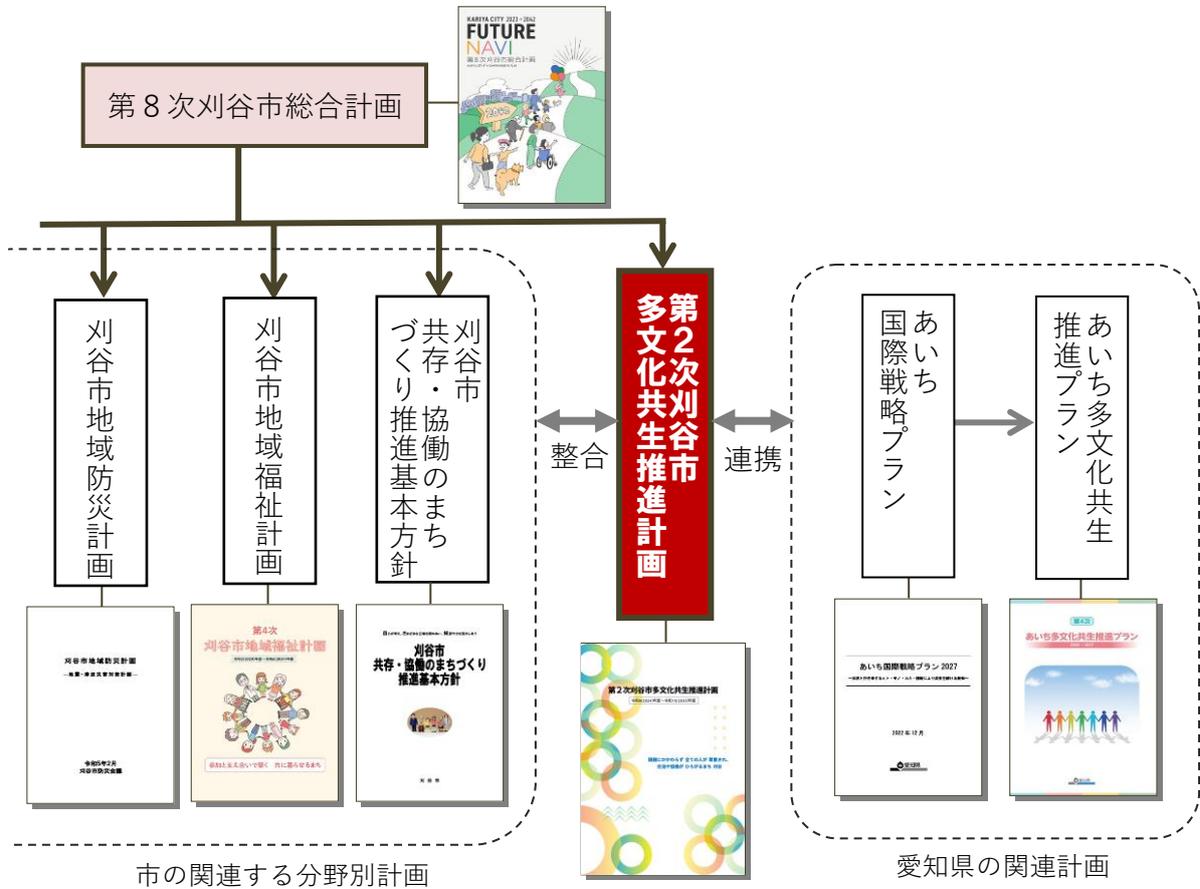
こうした時代の変化に対応し、上述の4つの目的を持つ国際化・多文化共生施策をさらに推進するため、「第2次刈谷市多文化共生推進計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、第8次刈谷市総合計画のうち「国際化・多文化共生」にかかる分野の基本施策を具体化し、推進するための“分野別計画”に位置づけられるものです。

また、本計画は、愛知県が国際化を進める「あいち国際戦略プラン」や多文化共生を進める「あいち多文化共生推進プラン」の各施策と連携を図るものです。

● 計画の位置づけ ●

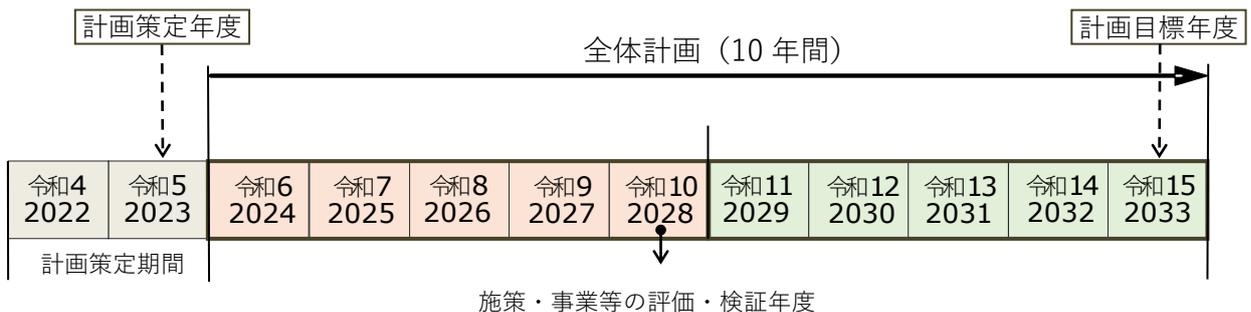


(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）までの10年間とします。推進にあたっては、毎年、事業の進捗状況を確認します。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、中間年度である令和10年度（2028年度）に施策・事業等の評価、検証を行います。

● 計画の期間 ●



## (4)計画の策定方法

本計画は、以下のような調査の実施や組織における検討を経て策定しました。

### ● 計画の策定方法 ●

| 策定過程・組織等             |              | 内容   |
|----------------------|--------------|--|
| 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会    |              | 学識経験者、団体代表者、関係行政機関の職員、公募市民などで構成し、本計画を審議・決定しました。  |
| 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会 |              | 市職員で組織し、本計画の内容について協議しました。  |
| アンケート調査              | 外国人市民意識調査    | 市内に在住する 18 歳以上の外国籍を有する市民から、国籍の構成比に応じて 1,000 人を抽出して調査を実施し、国際化・多文化共生に関する意識や実態、意見等を把握しました。      |
|                      | 日本人市民意識調査    | 市内に在住する 18 歳以上の日本国籍を有する市民から、無作為に 1,000 人を抽出して調査を実施し、国際化・多文化共生に関する意識や実態、意見等を把握しました。           |
|                      | 市職員意識調査      | 本市の職員全員を対象に調査を実施し、職務における外国人市民との関わり、意識や課題等を把握しました。  |
| ヒアリング調査              | 市各部署等ヒアリング調査 | 本市の各部署等に対して、質問票による調査を実施し、各部署等における外国人市民との関わりや課題について把握しました。                                    |
|                      | 関係団体ヒアリング    | 外国人コミュニティ、外国人に関わる地域団体・NPO、外国人を雇用する企業に対して面談による聞き取り調査を実施し、各関係団体における国際化・多文化共生に関する実態、意見等を把握しました。 |
|                      | つなぐミーティング    | 国際化・多文化共生に関心のある外国人市民と日本人市民が対面のワークショップに参加し、多文化共生のビジョンや、その実現のために必要なことなどについての意見を出し合いました。        |
| パブリックコメント            |              | パブリックコメントを実施し、計画案への意見募集を行いました。   |

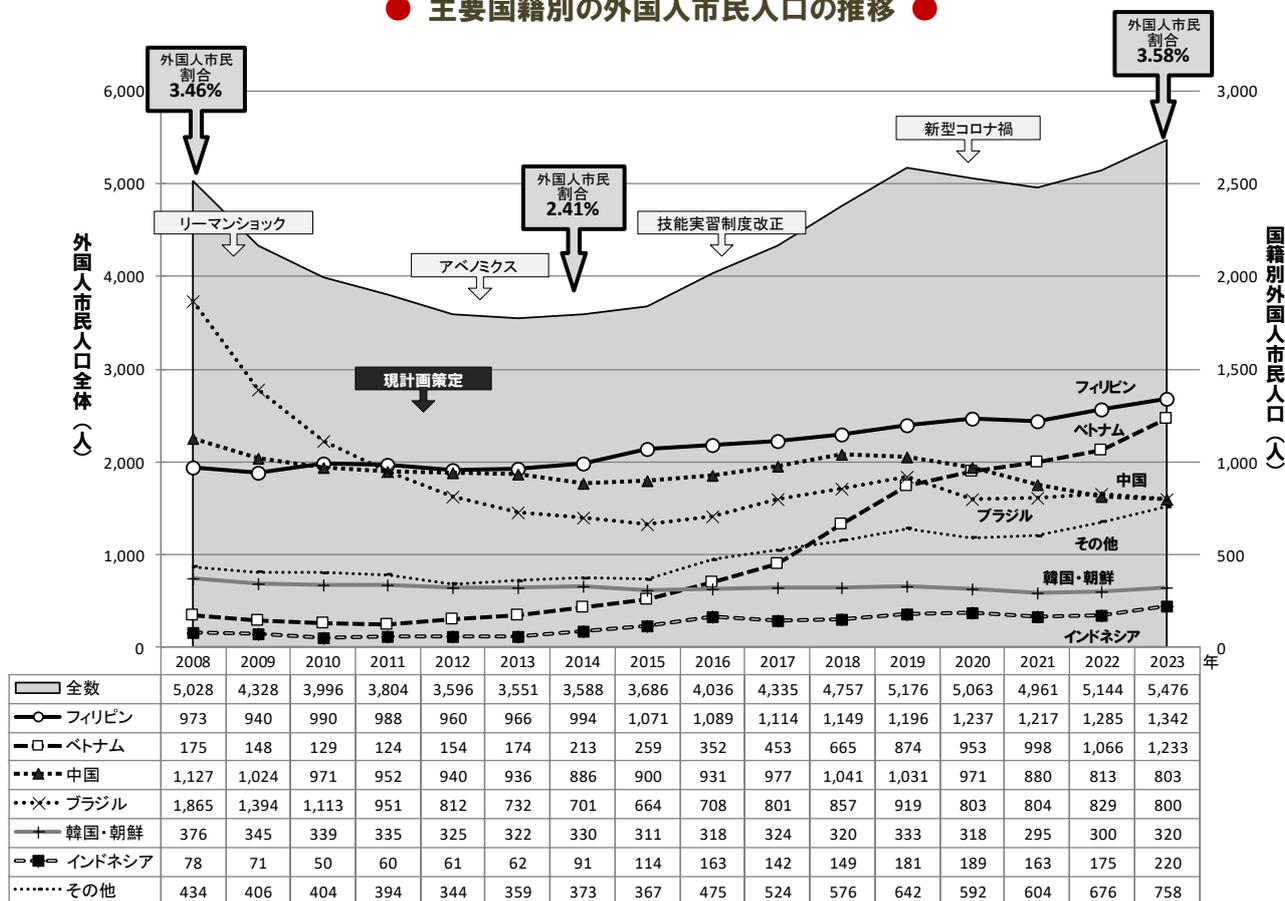
## 第2章 刈谷市の現状と課題

### (1) 統計データからみる外国人市民の現状

#### ① 人口の推移

- ◇ 外国人市民は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、平成 31 年度（2019 年度）～令和 3 年度（2021 年度）にかけてやや減少しましたが、前計画策定以降 12 年間（平成 23 年～令和 5 年）で 1.44 倍と増加しています。外国人市民割合は、平成 20 年度（2008 年度）をピークにいったんは減少しましたが、平成 26 年度（2014 年度）を境に再び増加し、令和 5 年度（2023 年度）には過去最大となり、市民の約 28 人に 1 人が外国人となっています。
- ◇ 令和 5 年度（2023 年度）時点で、最も多いのはフィリピン人（1,342 人）で、計画期間を通して最多になっています。次いで、ベトナム人（1,233 人）、中国人（803 人）、ブラジル人（800 人）となっています。増加が著しいのはベトナム人で、計画策定以降 12 年間（平成 23 年～令和 5 年）で 9.9 倍になっています。次いで、インドネシア人（3.7 倍）、フィリピン人（1.4 倍）となっています。一方、減少したのは中国人（0.84 倍）、ブラジル人（0.84 倍）、韓国・朝鮮人（0.96 倍）です。

#### ● 主要国籍別の外国人市民人口の推移 ●



各年 10 月 1 日現在

## ② 国籍

- ◇ フィリピン人が外国人市民全体の 24.5%、次いでベトナム人 21.9%、ブラジル人 15.5%、中国人 14.7%となっており、この4カ国で 76.6%を占め、愛知県 (67.9%)、全国 (56.7%) より高い割合となっています。
- ◇ 愛知県ではブラジル人、全国では中国人が、それぞれ最大の割合となっていますが、本市は、フィリピン人が最大の割合となっており、県内でもフィリピン人割合が高い市町村の一つとなっています (第6位)。

### ● 主要国籍別外国人市民人口と愛知県・全国との比較 ●

| 国籍    | 刈谷市<br>外国人市民人口 | 刈谷市<br>外国人市民割合 | 愛知県<br>外国人割合   | 全国<br>外国人割合    |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| フィリピン | 1,371 人        | <b>24.5%</b> ① | 14.5% ④        | 9.6% ④         |
| ベトナム  | 1,225 人        | 21.9% ②        | 17.8% ②        | 16.1% ②        |
| ブラジル  | 867 人          | 15.5% ③        | <b>20.5%</b> ① | 6.5% ⑤         |
| 中国    | 823 人          | 14.7% ④        | 15.1% ③        | <b>24.5%</b> ① |
| 韓国    | 308 人          | 5.5% ⑤         | 9.0% ⑤         | 12.8% ③        |
| その他   | 1,005 人        | 17.9%          | 23.1%          | 30.5%          |
| 合計    | 5,599 人        |                | 約 29.7 万人      | 約 322 万人       |
| 総人口比  | 3.65%          |                | 3.97%          | 2.59%          |

注：2023年6月末 在留外国人統計、法務省調べ。丸数字は順位。

### ● 県内の外国人市民が多い上位3市町村と本市のフィリピン人市民の状況 ●

| 順位  | 外国人総数      |          | 外国人割合      |       | フィリピン人数    |          | フィリピン人割合  |       |
|-----|------------|----------|------------|-------|------------|----------|-----------|-------|
|     | 市町村        | 人数       | 市町村        | 割合    | 市町村        | 人数       | 市町村       | 割合    |
| 1位  | 名古屋市       | 90,534 人 | 高浜市        | 9.49% | 名古屋市       | 10,070 人 | 蒲郡市       | 45.6% |
| 2位  | 豊橋市        | 20,871 人 | 飛島村        | 9.04% | 豊橋市        | 4,662 人  | 豊山町       | 33.6% |
| 3位  | 豊田市        | 20,115 人 | 碧南市        | 8.77% | 豊田市        | 2,316 人  | 設楽町       | 25.6% |
| 刈谷市 | <b>13位</b> | 5,599 人  | <b>22位</b> | 3.65% | <b>11位</b> | 1,371 人  | <b>6位</b> | 24.5% |

注：2023年6月末 在留外国人統計、法務省調べ。

### ③ 居住地域

- ◇ 外国人市民が多い上位3町は、小垣江町 640 人、一ツ木町 442 人、野田町 441 人です。小垣江町は、計画策定前の平成 22 年（2010 年）時点からの 13 年間で 2 倍以上に増加して 1 位となりました。また、小垣江町ではベトナム人が 212 人と外国人市民の約 3 分の 1 を占め、急増の一因となっています。
- ◇ 外国人市民が多い上位 10 町のうち、13 年間で 70 人以上外国人市民が増えた町は、小垣江町のほか、築地町、井ヶ谷町、恩田町です。野田町には、ブラジル人が 86 人と比較的多く在住しています。また、外国人市民割合が高い町は、恩田町 6.5%、築地町 5.6%、板倉町 5.0%となっています。
- ◇ 本市の特徴は、外国人市民が市内各地に散在して居住していることです。

#### ● 外国人市民が多い上位10町 ●

| 順位 | 町名   | 町全体人口  | 外国人人口 | 13年間増加数 | 外国人割合 | フィリピン | ベトナム | ブラジル | 中国 | その他 |
|----|------|--------|-------|---------|-------|-------|------|------|----|-----|
| 1  | 小垣江町 | 13,379 | 640   | 342     | 4.8%  | 195   | 212  | 84   | 48 | 101 |
| 2  | 一ツ木町 | 10,889 | 442   | 63      | 4.1%  | 135   | 63   | 67   | 47 | 130 |
| 3  | 野田町  | 10,155 | 441   | 65      | 4.3%  | 96    | 159  | 86   | 34 | 66  |
| 4  | 築地町  | 6,099  | 344   | 123     | 5.6%  | 130   | 59   | 53   | 47 | 55  |
| 5  | 井ヶ谷町 | 5,902  | 238   | 90      | 4.0%  | 26    | 51   | 33   | 26 | 102 |
| 6  | 東境町  | 7,472  | 191   | 68      | 2.6%  | 76    | 43   | 31   | 19 | 22  |
| 7  | 恩田町  | 2,819  | 182   | 73      | 6.5%  | 46    | 59   | 28   | 21 | 28  |
| 8  | 板倉町  | 3,374  | 170   | 45      | 5.0%  | 45    | 24   | 43   | 28 | 30  |
| 9  | 東刈谷町 | 3,432  | 148   | 50      | 4.3%  | 35    | 41   | 23   | 21 | 28  |
| 10 | 泉田町  | 5,629  | 146   | 63      | 2.6%  | 36    | 29   | 41   | 5  | 35  |

#### ● 行政区別外国人市民人口 ●

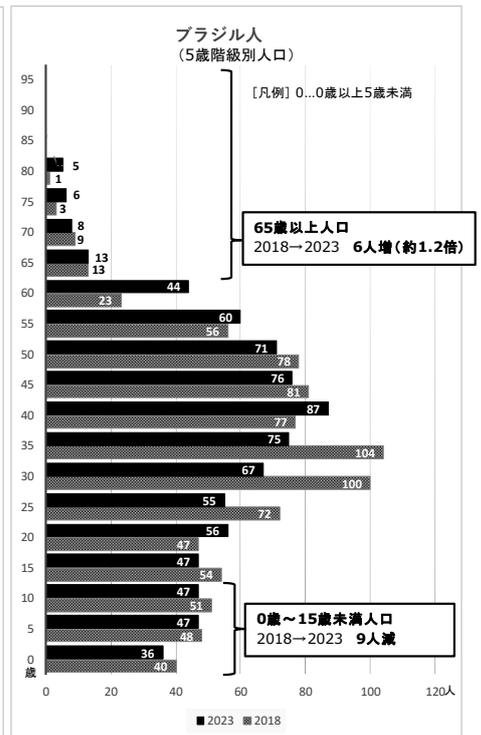
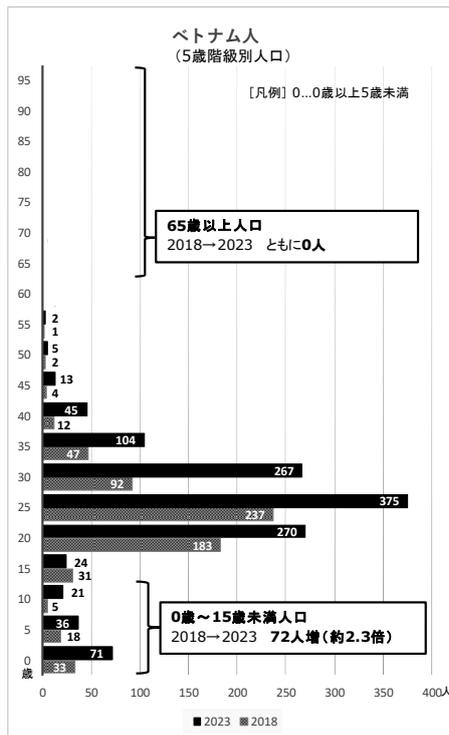
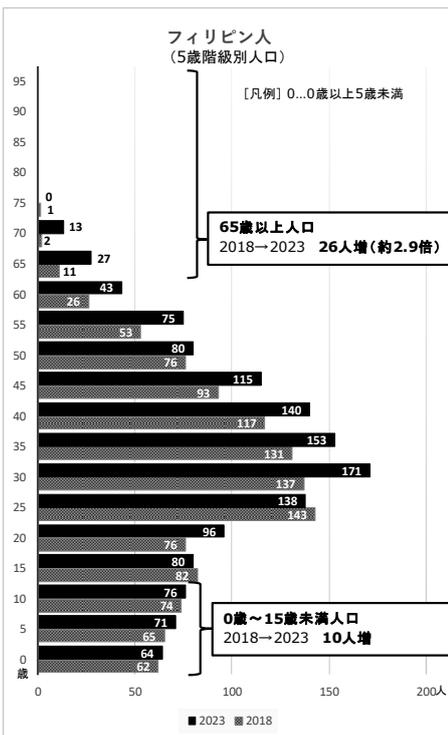
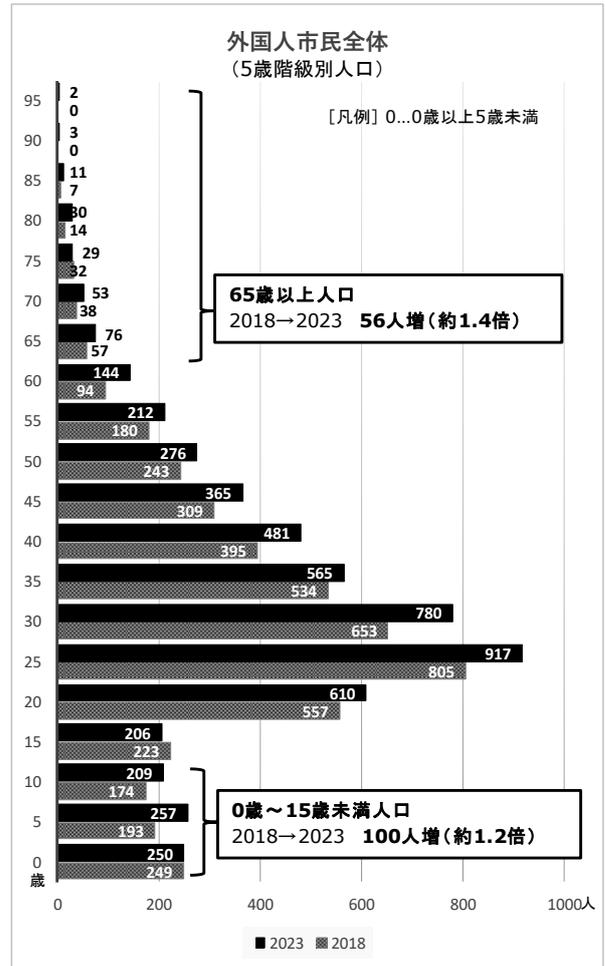
| 行政区 | 外国人人口 | 外国人割合 |
|-----|-------|-------|
| 中部  | 1,782 | 3.13% |
| 北部  | 1,782 | 3.85% |
| 南部  | 1,912 | 3.87% |

2023 年 10 月 1 日現在

#### ④ 年齢分布

- ◇ 外国人市民の年齢階層は、25～29歳の917人をピークに分布しており、生産年齢のうち比較的若い層が多くなっています。65歳以上の人は、5年間で148人から204人（約1.4倍）へ増加しています。0～14歳の子どもは、5年間で616人から716人へ（約1.2倍）増加しています。
- ◇ 国籍別にみると、フィリピン人とブラジル人は50歳以上の人の割合が他の国籍と比較して高くなっています。ベトナム人は20～34歳で大半を占め、0～14歳の子どもは、56人から128人（約2.3倍）へと増加が著しくなっています。

#### ● 外国人市民の年齢構成、5年間の変化 ●



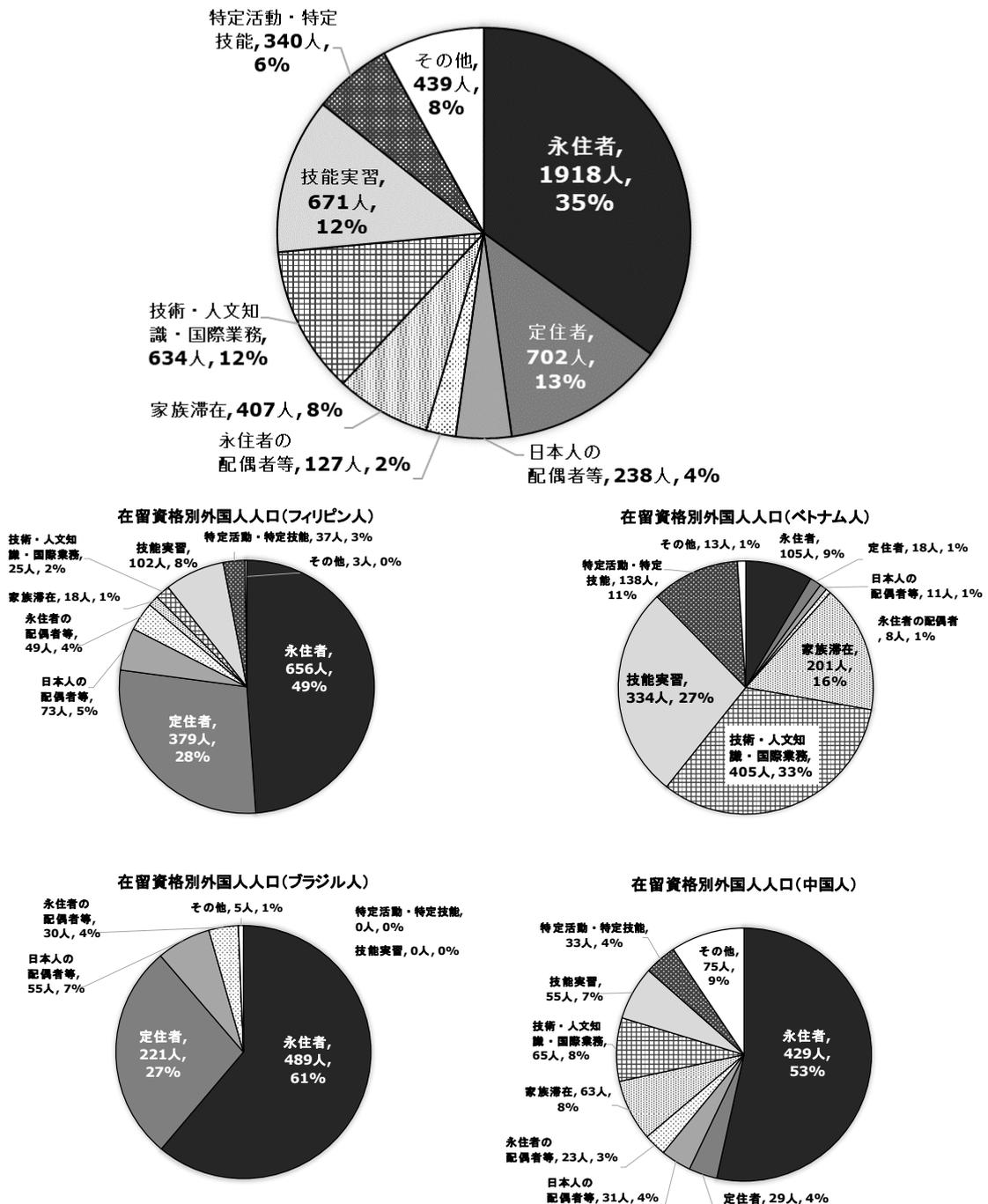
2018年、2023年 各10月1日現在

## ⑤ 在留資格

◇永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等という比較的永住傾向が強い在留資格が全体の54%を占めています。

◇上記の永住傾向が強い在留資格の割合が高い国籍は、ブラジル(99%)、フィリピン(86%)、中国(64%)です。ベトナムは、技術・人文知識・国際業務(33%)と技能実習(27%)の割合が高くなっています。このうち技術・人文知識・国際業務の在留資格は更新することで長く在住することも可能であり、家族滞在と同様に、家族で永住に近い状況になることも想定されます。

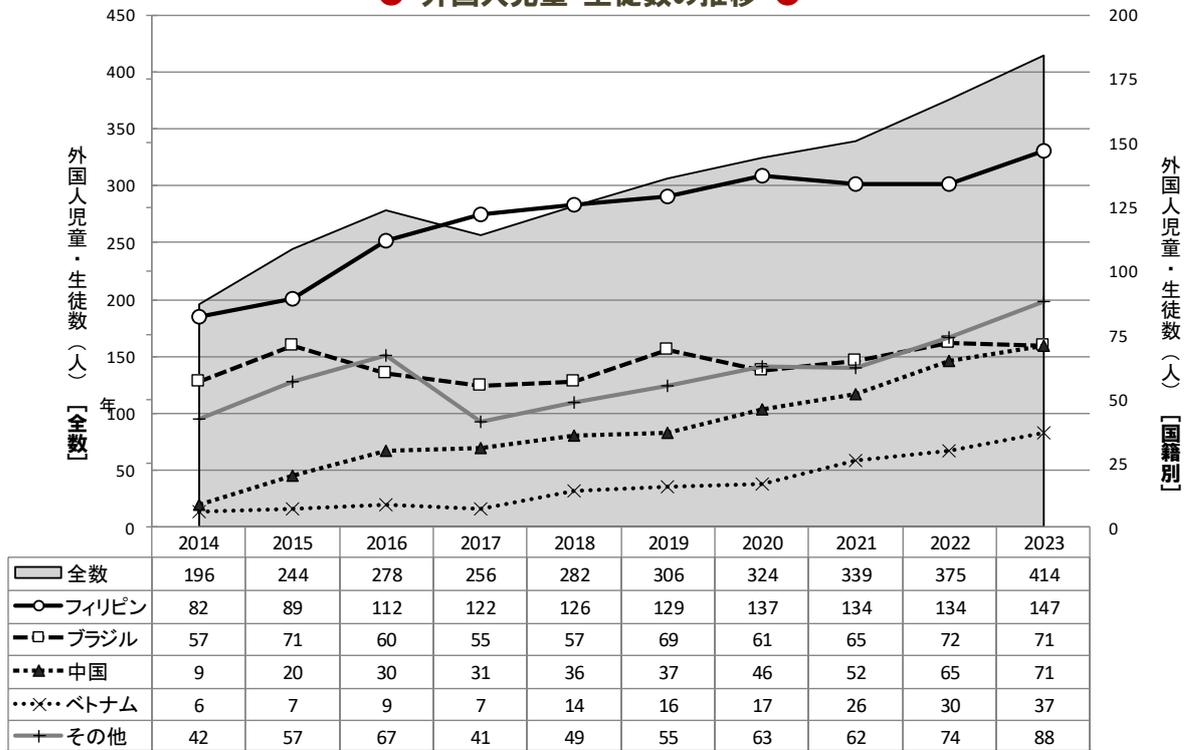
### ● 外国人市民の在留資格の内訳 ● 在留資格別外国人人口(全体)



## ⑥ 外国人児童・生徒の状況

- ◇ 令和5年（2023年）の外国人児童・生徒数は414人で、平成26年（2014年）と比べて約2倍に増加しており、主にフィリピン人、中国人、ベトナム人の増加がその要因です。令和5年（2023年）の上位3位までは、フィリピン人（147人）、ブラジル人（71人）、中国人（71人）となっています。
- ◇ 小学校においては、かりがね小学校が65人と最多で、次いで東刈谷小学校54人、朝日小学校43人となっています。中学校においては、雁が音中学校68人、朝日中学校27人が多くなっています。
- ◇ 語学指導が必要な児童・生徒数は231人で、全体の47%です。フィリピン人、ブラジル人、ペルー人は比較的語学指導の必要度が高くなっています。

### ● 外国人児童・生徒数の推移 ●



### ● 学校別の外国人児童・生徒数 ●

| 小学校名             | 在籍        | 語学必要      | 中学校名 | 在籍  | 語学必要 |
|------------------|-----------|-----------|------|-----|------|
| 富士松北小            | 12        | 5         | 富士松中 | 9   | 4    |
| 富士松東小            | 14        | 9         | 雁が音中 | 68  | 25   |
| 富士松南小            | 22        | 13        |      |     |      |
| <b>かりがね小</b>     | <b>65</b> | <b>34</b> | 刈谷東中 | 6   | 2    |
| 平成小              | 18        | 13        | 刈谷南中 | 10  | 1    |
| 日高小              | 12        | 2         |      |     |      |
| 小高原小             | 20        | 9         | 依佐美中 | 19  | 17   |
| 亀城小              | 8         | 1         |      |     |      |
| 住吉小              | 25        | 3         |      |     |      |
| 衣浦小              | 14        | 5         | 朝日中  | 27  | 16   |
| 双葉小              | 10        | 4         |      |     |      |
| 小垣江小             | 28        | 21        |      |     |      |
| 小垣江東小            | 3         | 1         | 中学校計 | 139 | 65   |
| <b>東刈谷小</b>      | <b>54</b> | <b>19</b> |      |     |      |
| <b>朝日小</b>       | <b>43</b> | <b>27</b> |      |     |      |
| 小学校計             | 348       | 166       | 中学校計 | 139 | 65   |
| 小・中学校合計（在籍→語学必要） |           |           |      | 487 | 231  |

各年5月1日現在

### ● 国籍別語学指導の必要度 ●

| 国籍    | 合計  | 学校内訳 |     | 語学必要 |
|-------|-----|------|-----|------|
|       |     | 小学   | 中学  |      |
| フィリピン | 147 | 92   | 55  | 116  |
| ブラジル  | 71  | 55   | 16  | 41   |
| 中国    | 71  | 55   | 16  | 13   |
| ベトナム  | 37  | 32   | 5   | 14   |
| ペルー   | 11  | 6    | 5   | 8    |
| 日本    | 73  | 46   | 27  | 20   |
| その他   | 77  | 62   | 15  | 19   |
| 計     | 487 | 348  | 139 | 231  |

※その他…インドネシア、バングラデシュ、スリランカ、アルゼンチン、タンザニア、イギリス等

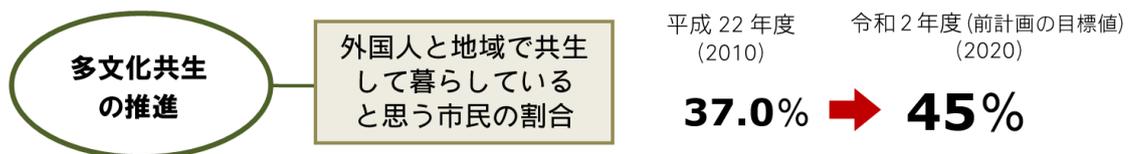
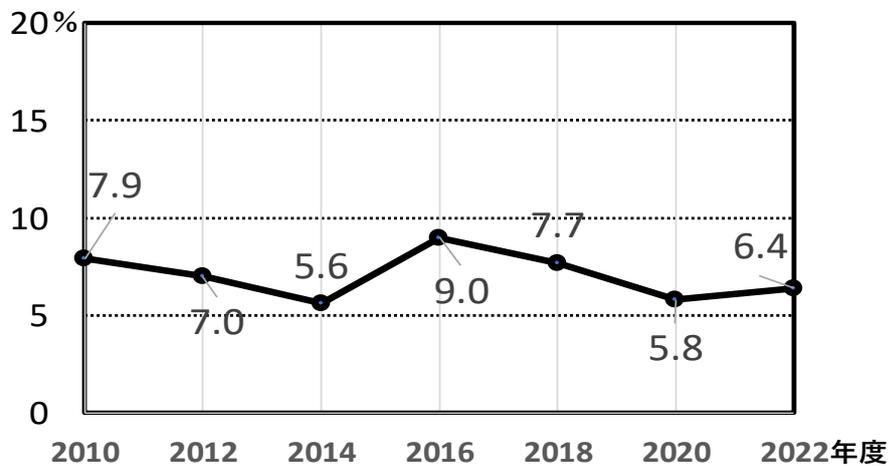
2023年5月1日現在

## (2)現状の評価

### ① 数値目標の達成度



◇ 平成 22 年度 (2010 年度) の 7.9% からの推移は下表のとおり、5~8% と横ばいで、特に新型コロナウイルスの感染拡大の影響により令和 2 年度 (2020 年度) 以降は 6% 前後となり、前計画目標の 17% を大きく下回っています。



◇ 平成 22 年度 (2010 年度) の 37.0% からの推移は下表のとおり、45% 前後で横ばいでしたが、令和 4 年度 (2022 年度) に 61.7% に増え、前計画目標の 45% を大きく上回っています。



## ② 5つの場面ごとの各取り組み施策の達成状況

### <地域>

- ◇ モデル地域のーツ木町では、約10年間、畑を通して外国人と日本人の交流を目指すワールド・スマイル・ガーデン（以下、ワールデンという。）※1の活動が行われており、そこで知り合った外国人と日本人が気軽にあいさつし合えるような関係を築くことに成功し、全国的にも注目されています。また、小垣江町でも同様の取組が始まっており、モデル地区から他地域へ広がりつつあります。しかし、それらの活動に参加している地域住民は限定されており、まだ地域全体の取組には至っていません。
- ◇ 「地域に相談できる人をつくる」の取り組み施策について、ワールデンのような交流活動で相談までできる関係になるのは難しいという声があり、相談できる人の確保のためのアプローチが求められます。

#### [将来こうしたい！風景]

- ① 誰もが、地域の住民に関心を持ち、それぞれの文化を大切に、認めあい、助けあっている。
- ② 人々が交流する場があり、様々な国の文化と出会い、多様な情報を提供しあっている。
- ③ 国籍等の異なる家庭同士のつながりが強くなっている。
- ④ 誰もが、地域に関心を持ち、文化継承、交流、改善、発展のための活動を行ったり、参加したりしている。



#### [取り組み施策]

#### [達成度]

|   |                    |    |   |
|---|--------------------|----|---|
| 1 | 地域に交流する場・機会をつくる    | 外日 | ○ |
| 2 | 地域の情報を共有する         | 外日 | ◎ |
| 3 | 地域の活動を共にすすめる       | 外日 | ◎ |
| 4 | 互いの文化に出会いまなぶ機会をつくる | 日外 | ◎ |
| 5 | 地域に相談できる人をつくる      | 外  | ○ |
| 6 | あいさつしあえるようにする      | 日外 | ○ |

凡例 外日 …外国人市民・日本人市民向け（相互交流）  
 外日 …外国人市民・日本人市民向け（個別実施）  
 外 …外国人市民向け

※1 ワールド・スマイル・ガーデン（略称：ワールデン）

ボランティア団体であるワールド・スマイル・ガーデンーツ木が運営するコミュニティガーデン。

## ＜教育の場＞

- ◇ 義務教育については、国籍に関わらず希望すれば誰でも入学できる状況となっていますが、中学校での日本語による学習や卒業後の進路選択に対する支援が課題となっています。外国人の子どもがいることが当たり前の環境においては、子ども同士は、偏見・差別なく共生していることが多いですが、保護者の中には自らの経験により相互理解に不安を抱いている人もいます。
- ◇ 刈谷市はグローバル人材※2が豊富である特性をいかして、様々な国との文化交流ができたリ、世界の課題を考えたりするきっかけとなる講座の実施体制を整え、市内各学校のニーズに応じて、提供することができました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、提供数が減少しましたが、今後は改めて提供を増やしていくことが課題です。

### 【将来こうしたい！風景】

- ① すべての子どもが、等しく義務教育を受けられ、卒業後に向けた支援体制が整っている。
- ② すべての子どもが、いじめや差別なく、ありのままの自分を受け容れている。
- ③ すべての子どもが、様々な国の文化にふれられ、外国人のともだちをつくる機会がある。
- ④ すべての子どもが、地域や世界の共通の課題を共に考え、解決していくための力が育まれている。



### 【取り組み施策】

### 【達成度】

|   |                        |        |   |
|---|------------------------|--------|---|
| 1 | 様々な国の人や文化にふれる機会をつくる    | 全      | ○ |
| 2 | 子どもの学校生活をサポートする        | 外      | ◎ |
| 3 | 子ども同士が、認めあえるようにする      | 外<br>日 | ○ |
| 4 | 子どもの保護者をサポートする         | 外      | ○ |
| 5 | 地域や世界の課題を主体的に考える機会をつくる | 全      | ◎ |
| 6 | 地域社会で子どもをサポートする        | 外<br>日 | ○ |

- 凡例
- 外 日 …外国人市民・日本人市民向け（相互交流）
  - 外 日 …外国人市民・日本人市民向け（個別実施）
  - 外 …外国人市民向け 全 …すべての市民向け

### ※2 グローバル人材

「グローバル」とは、「グローバル（global、世界）」と「ローカル（local、地域）」を掛け合わせた造語。グローバルに物事を考える視点を持ち、その視点を活かして地域経済や社会に貢献する活動を行う人材のこと。

## ＜公共施設・機会＞

- ◇ 主要国籍の通訳を配置するなど外国人市民がスムーズに公共サービスを受けられる環境を整えていますが、近年はベトナム人の急増などにより言語や文化の多様化が進み、コミュニケーション支援が課題になっています。特に、幼稚園・保育園や学校などでの保護者とのやり取りや、災害などによる緊急時の通訳・翻訳に課題があり、正確な情報発信のための対応策が求められます。
- ◇ 地域の国際化に対応するため、計画の重点協働プロジェクトや市主催の会議で、外国人市民の参加・参画が積極的に行われています。特に、取り組み施策のうち「外国人市民の互助体制をつくる」を前計画の第3期から取り組み、フィリピン人、ベトナム人、ブラジル人のコミュニティを形成することができました。
- ◇ また、国際プラザの整備後、刈谷市国際交流協会（略称：KIFA）や刈谷市国際交流協会親善ボランティア（略称：KIFAV）※3により、文化交流のための講座やイベントが継続的に行われています。しかし、市民意識調査によると、外国人と日本人がお互いに交流することに不安な気持ちを感じている人もいます。一方で「交流したい」という気持ちを持っている人も多いため、その気持ちを行動に移しやすいように、幅広く参加しやすい交流のための講座やイベントを展開していく必要があります。

### 【将来こうしたい！風景】

- ① 誰もが、言葉の壁なく、公共サービスをスムーズに受けられる。
- ② 国際化・多文化共生をすすめる拠点と、それを生かす人材とプログラムがある。
- ③ 様々な国の人々や文化と関わり、尊重し、共生するための市民参加や協働の機会が多様にある。
- ④ 誰もが、言葉の壁なく、災害時・緊急時にも、安心して暮らせるようになっている。



凡例 ● 外 日 …外国人市民・日本人市民向け（相互交流）  
● 外 …外国人市民向け ● 日 …日本人市民向け  
● 全 …すべての市民向け

### 【取り組み施策】

### 【達成度】

- |    |                              |        |   |
|----|------------------------------|--------|---|
| 1  | 公共サービスの外国人市民対応化をすすめる         | 外      | ◎ |
| 2  | 国際化・多文化共生の拠点を<br>つくり、最大限に活かす | 全      | ◎ |
| 3  | 外国人向け情報・サービスを<br>充実させる       | 外      | ◎ |
| 4  | 防災と災害時のサポートを<br>すすめる         | 外      | ○ |
| 5  | 外国人市民のまちづくりへの<br>参画をすすめる     | 外<br>日 | ◎ |
| 6  | 様々な国の人や文化と出会<br>える場・機会をつくる   | 日      | ◎ |
| 7  | 日本語学習をすすめる                   | 外      | ◎ |
| 8  | 外国人市民の互助体制をつ<br>くる           | 外      | ◎ |
| 9  | 日本や刈谷市の文化等を知る<br>機会をつくる      | 外      | ◎ |
| 10 | 外国人市民への偏見・差別を<br>なくす         | 日      | ○ |
| 11 | 外国人も住みやすいまちを<br>つくり、アピールする   | 外      | ○ |

※3 KIFA、KIFAV

KIFAは「Kariya International Friendship Association」、KIFAVは「Kariya International Friendship Association volunteer」の略称。

## ＜企業・職場＞

- ◇ ダイバーシティ<sup>※4</sup>やコンプライアンス<sup>※5</sup>が企業にとっても重要なキーワードとなっており、多くの企業は国籍に関わらず、教育や昇格の機会が平等で、適材適所が進んでいると考えられます。また、外国人社員に対する生活サポートを実施する企業もあります。
- ◇ しかし、外国人市民へのヒアリングでは、勤務する企業との間のトラブルも報告されており、十分な生活サポートをしていない企業もあると考えられることが課題です。
- ◇ また、企業が行っている社会貢献は環境や福祉をテーマにしたものが多く、国際協力や多文化共生をテーマとした取組の促進が課題です。

### 【将来こうしたい！風景】

- ① 誰もが、その能力を発揮し働く場や機会がある。
- ② 教育や昇格の機会が等しくあり、国際性や多様性に富んだ適材適所がすすんでいる。
- ③ 多くの企業が、地域の国際化や多文化共生に貢献し、働く人が地域や世界とつながっていると実感している。



### 【取り組み施策】

|   |                         |        |   |
|---|-------------------------|--------|---|
| 1 | 企業の国際化・多文化共生の社会的貢献をすすめる | 全<br>他 | ○ |
| 2 | 外国人社員に対するサポートを充実させる     | 外      | — |
| 3 | 働く人が地域や世界につながる機会をつくる    | 全      | ◎ |
| 4 | 外国人市民の安定した就業をサポートする     | 外      | ○ |
| 5 | 多様性を活かした人権尊重の職場づくりをすすめる | 外<br>日 | — |

### 【達成度】

凡例 外 日 …外国人市民・日本人市民向け（個別実施）  
外 …外国人市民向け 全 …すべての市民向け  
他 …その他



#### ※4 ダイバーシティ

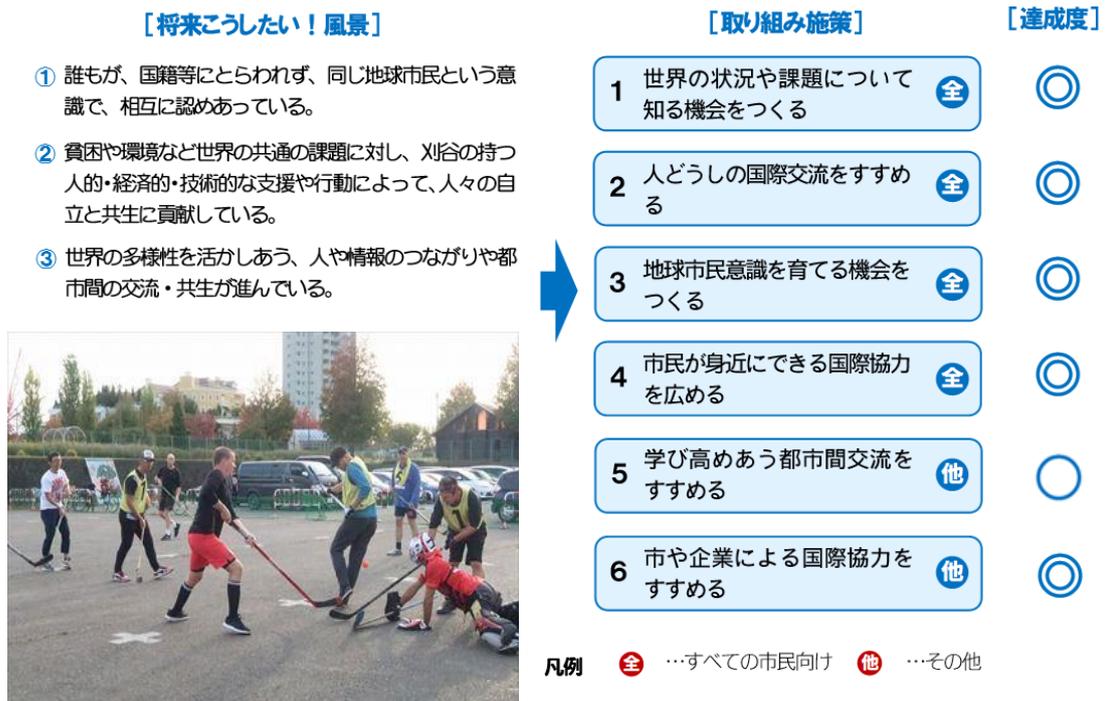
日本語で「多様性」の意味で、人種・性別・宗教・価値観など様々な異なる属性を持った人々が、組織や集団において共存している状態。

#### ※5 コンプライアンス

日本語で「法令遵守」の意味。

## ＜地球規模＞

- ◇ SDGs<sup>※6</sup>キャンペーンをメディアなどで見る機会や、実際に地域で外国人を見かける機会が増え、若い世代においては外国人が近くにいることが当たり前になってきています。こうしたことを背景に、日本人市民への意識調査では、「刈谷市に住む外国人と日本人は、異なる文化や習慣を互いに認め合いながら暮らしていると思いますか」への肯定的な回答割合は約 62%で、計画目標の 45%を大きく上回っています。一方で、習慣の違いや言葉の壁が原因となり、偏見や不安感を抱く人もいます。
- ◇ このような課題を解決するためには、「知る」「考える」「行動する（交流・協力する）」という機会を通して、相互理解や協力の関係をつくっていくことが大切であり、引き続き、多様な機関・団体と連携してグローバルな視点を持って取組を実施していく必要があります。また、経済界や国の方針により地域に在住する外国人は増加することが見込まれるため、地域における多文化共生は、本市としても今後ますます重要な課題となると考えられます。



※6 SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」のこと。平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された世界共通の目標。

### ③ 重点協働プロジェクトの達成状況

前計画では、第1期から第3期に各3つずつのプロジェクトを実施しました。それらを分類・整理すると、下表のとおり「地域共生関連プロジェクト」、「外国人支援・参画・共助関連プロジェクト」、「ESD<sup>※7</sup>関連プロジェクト」に大別されます。

| 区分                  | 第1期            | 第2期             | 第3期               |
|---------------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 地域共生関連プロジェクト        | モデル地域・学区プロジェクト | 共生の地域・学区プロジェクト  | 共生の地域づくり発展プロジェクト  |
| 外国人支援・参画・共助関連プロジェクト | 地球市民拠点プロジェクト   | 多文化対応プロジェクト     | 外国人市民の参画と共助プロジェクト |
| ESD 関連プロジェクト        | 学校 ESD プロジェクト  | ESD 実践・推進プロジェクト | ESD 推進プロジェクト      |

◇ 「地域共生関連プロジェクト」は、外国人市民が多い地域をモデル地域として、地域住民主体の多文化共生のまちづくりを支援するプロジェクトとして実施しました。本プロジェクトは、「5つの場面」のうち「地域」における中核的事業として展開し、取り組み施策の実施につながりました。その結果、本プロジェクトの中心といえる「ワールデン」は、全国的な先進的事例として紹介されるまでの活動に発展させることができました。

◇ 「外国人支援・参画・共助関連プロジェクト」は、①外国人市民と日本人市民との交流、②市役所における外国人市民対応の充実、③外国人互助コミュニティ形成の支援といった事業を実施しました。本プロジェクトは、「5つの場面」のうち「公共施設・機会」、「地球規模」における取り組み施策として、以下のとおり実施することができました。

|                             |                                |
|-----------------------------|--------------------------------|
| {                           | 「公共施設・機会」…公共サービスの外国人市民対応化をすすめる |
|                             | 国際化・多文化共生の拠点をつくり、最大限に活かす       |
|                             | 外国人市民のまちづくりへの参画をすすめる           |
|                             | 外国人市民の互助体制をつくる                 |
| 「地球規模」…世界の状況や課題について知る機会をつくる |                                |

※7 ESD

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。

◇ 「ESD 関連プロジェクト」は、国際化・多文化共生のまちづくりを担うことができる人材（地球市民）育成の一環として、グローバル人材をいかして、ESD を主に教育の場で実践・普及するための取組を行いました。本プロジェクトは、「5つの場面」のうち「教育の場」「企業・職場」「地球規模」における取り組み施策として、「Think Globally、Act Locally（地球的な視野で考え、地域で行動しよう）」の考え方につながる学習や交流の機会をつくることに貢献し、以下のとおり実施することができました。

|   |         |                          |
|---|---------|--------------------------|
| { | 「教育の場」  | …様々な国の人や文化にふれる機会をつくる     |
|   |         | 地域や世界の課題を主体的に考える機会をつくる   |
|   | 「企業・職場」 | …企業の国際化・多文化共生の社会的貢献をすすめる |
|   |         | 働く人が地域や世界につながる機会をつくる     |
|   | 「地球規模」  | …地球市民意識を育てる機会をつくる        |
|   |         | 市民が身近にできる国際協力を広める        |
|   |         |                          |
|   |         |                          |
|   |         |                          |

以上のとおり、PDCA の視点で推進状況や課題等を整理して評価を行いながら、重点協働プロジェクトを実施してきたことは、本計画に掲げた取り組み施策を大きく進めることに寄与し、目標である5つの場面の「将来こうしたい！まちの風景」を創出することにつながったといえます。

### (3)市民意識調査・ヒアリングからみる現状と課題

外国人市民、日本人市民、市職員、地域団体・NPO、企業の多文化共生に関する意識や実態等を把握し、計画づくりに活用する目的で、意識調査とヒアリング調査を実施しました。

#### ● 市民意識調査の実施概要 ●

| 対象    | 調査数    | 母集団数     | 調査期間    | 調査方法            | 備考                                 |
|-------|--------|----------|---------|-----------------|------------------------------------|
| 外国人市民 | 1,000人 | 5,139人   | 令和4年12月 | 郵送調査<br>Web調査併用 | 18歳以上を対象<br>郵送調査票はやさしい日本語版と外国語版を同封 |
| 日本人市民 | 1,000人 | 147,397人 | 令和4年12月 | 郵送調査<br>Web調査併用 | 18歳以上を対象                           |
| 市職員   | 全職員数   | 1,356人   | 令和5年1月  | 庁内システムによる調査     | 職員個人への調査                           |

#### ● 市民意識調査の回収率 ●

| 対象    | 発送数    | 未達数  | 送達数    | 郵送回答 | Web回答 | 回答数    | 回収率   |       |
|-------|--------|------|--------|------|-------|--------|-------|-------|
| 外国人市民 | 1,000人 | 26人  | 974人   | 151人 | 67人   | 218人   | 22.4% |       |
| 国籍別   | フィリピン  | 252人 | 2人     | 250人 | 43人   | 8人     | 51人   | 20.4% |
|       | ベトナム   | 209人 | 3人     | 206人 | 28人   | 18人    | 46人   | 22.3% |
|       | ブラジル   | 172人 | 11人    | 161人 | 20人   | 11人    | 31人   | 19.3% |
|       | 中国     | 157人 | 5人     | 152人 | 29人   | 17人    | 46人   | 30.3% |
|       | その他の国籍 | 210人 | 5人     | 205人 | 31人   | 13人    | 44人   | 21.5% |
| 日本人市民 | 1,000人 | 11人  | 989人   | 310人 | 108人  | 418人   | 42.3% |       |
| 市職員   | 1,356人 | —    | 1,356人 | —    | —     | 1,308人 | 96.5% |       |

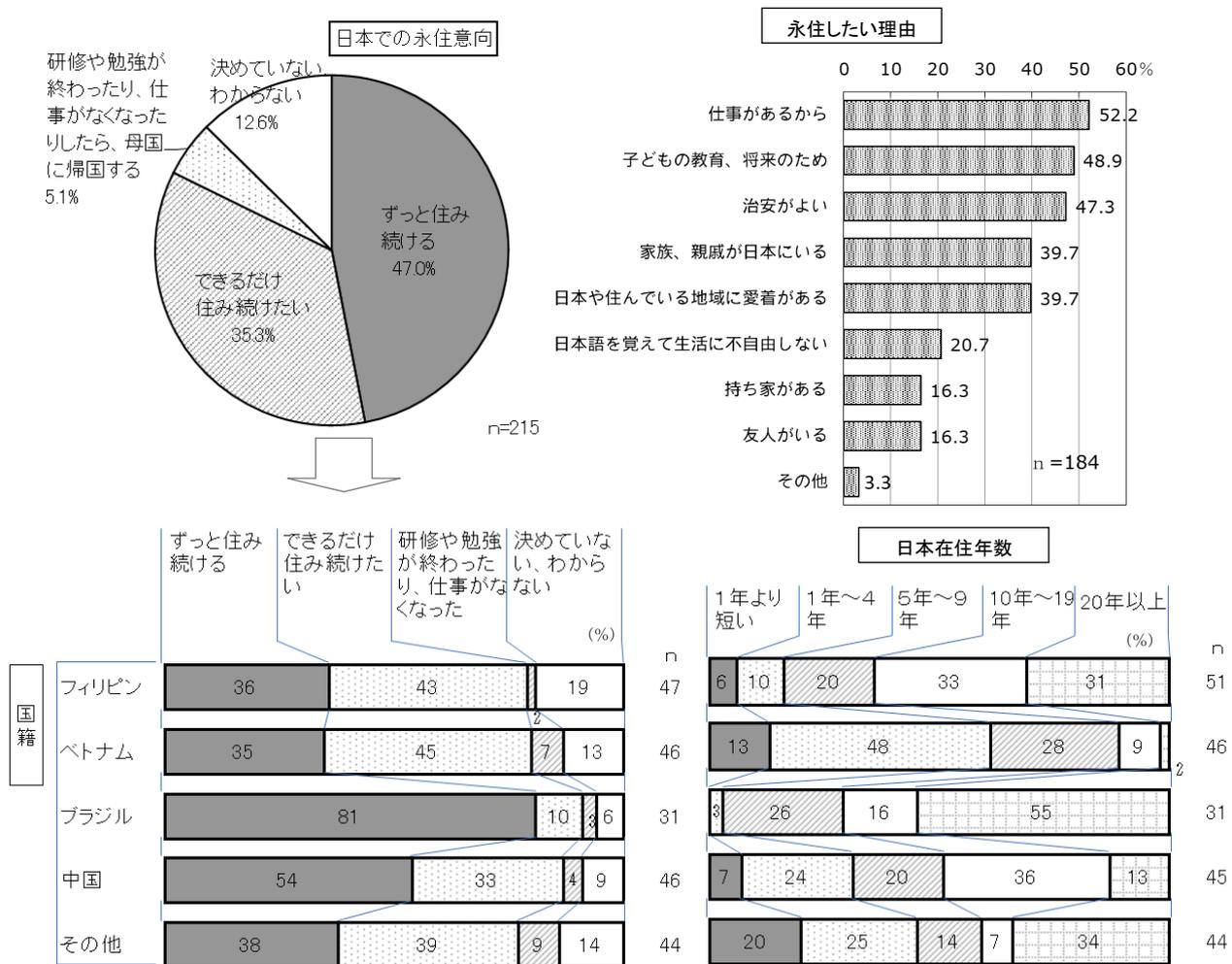
#### ● ヒアリング調査の実施概要 ●

| 対象種別        | 対象   | 調査機関      | 調査方法      |
|-------------|--|-----------|-----------|
| 外国人市民団体     | フィリピン人コミュニティ<br>ベトナム人コミュニティ<br>ブラジル人コミュニティ | 令和5年2月～3月 | 面談による聞き取り |
| 地域団体<br>NPO | ワールド・スマイル・ガーデンーツモ<br>スリーエス                 | 令和5年2月    | 面談による聞き取り |
| 企業          | 外国人を雇用する中小企業                               | 令和5年2月    | 面談による聞き取り |
| 市           | 各部署等                                       | 令和5年1月    | シートによる調査  |

次ページ以降では、◇は市民意識調査、☆はヒアリング調査の結果を示しています。

## ① 日本での永住意向

- ◇ 「日本での永住意向」は、肯定的な意向（「ずっと住み続ける」＋「できるだけ住み続けたい」）の割合が82.3%となっています。同様な質問をした平成22年（2010年）の市民意識調査では、62.1%が肯定的な意向であり、それと比べて20.2%増えています。
- ◇ 国籍別では、肯定的な意向の割合は、ブラジルが91%と高く、特に「ずっと住み続ける」が81%と他の国籍と比べて高い割合となっています。
- ◇ 「永住したい理由」は、「仕事があるから」が52.2%と最も多く、次いで「子どもの教育、将来のため」が48.9%、「治安がよい」47.3%、「家族、親戚が日本にいる」39.7%となっています。



### ①の課題

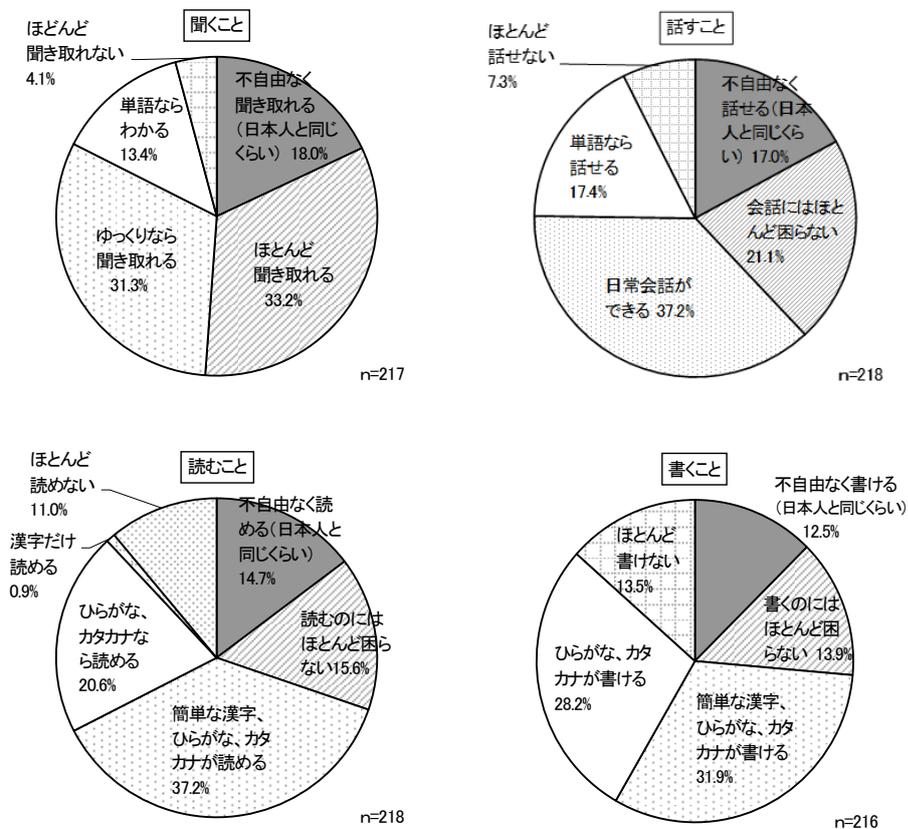
- ・平成22年度（2010年度）の意識調査よりも、永住意向が高まっており、特に、在住年数が長くなっているブラジル人では91%に達していることから、今後、外国人市民の高齢化が進むことへの対応が必要です。
- ・永住したい理由の2位は「子どもの教育、将来のため」であり、日本で子育てする外国人市民への対応も必要です。

## ② 日本語能力

◇ 「聞くこと」は、「ゆっくりなら聞き取れる」以上の日本語能力の割合が 82.5% となっています。「話すこと」は、「日常会話ができる」以上の日本語能力の割合が 75.3% となっており、「聞くこと」より、その割合が 7.2% 低くなっています。

◇ 「読むこと」は、「簡単な漢字、ひらがな、カタカナが読める」以上の日本語能力の割合が 67.5% となっています。「書くこと」について、「簡単な漢字、ひらがな、カタカナが書ける」以上の日本語能力の割合が 58.3% となっており、「読むこと」よりその割合が 9.2% 低くなっています。

☆ 外国人コミュニティへのヒアリングでも、上記のような傾向は実感できるとのことでした。



### ②の課題

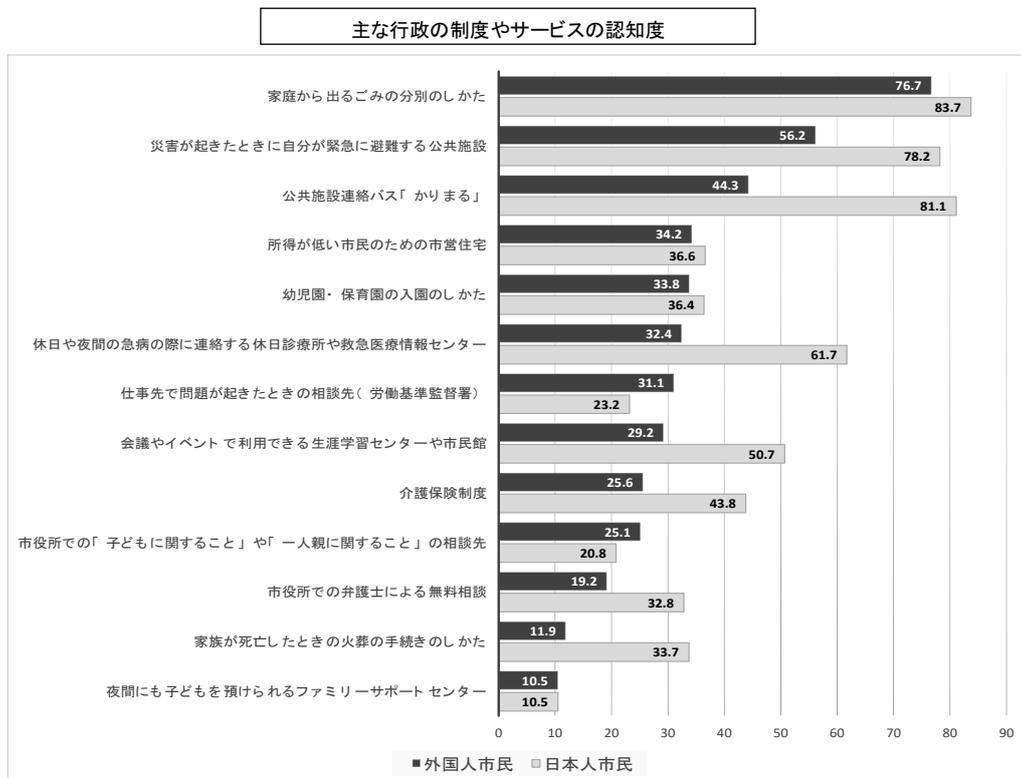
- ・日本での在住年数の長期化に伴い、「ゆっくりなら聞き取れる」「日常会話ができる」という外国人市民が多くいることから、「やさしい日本語<sup>※8</sup>」での会話の普及を図る必要があります。
- ・しかし、「ほとんど聞き取れない」、「ほとんど話せない」という外国人市民もいることから、誰一人取り残さないという観点で、通訳や ICT の活用などの対応も必要です。
- ・日本語能力のうち「読むこと」「書くこと」では、難しい漢字が読み書きできる外国人市民は少ないことから、行政文書などの情報伝達には、多言語化やひらがな・カタカナの記載が必要です。

※8 やさしい日本語

普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のこと。

### ③ 行政情報の認知度

- ◇ 外国人市民の行政の制度やサービスの認知度は、「家庭から出るごみの分別のしかた」が76.7%と高く、次いで「災害が起きたときに自分が緊急に避難する公共施設」が56.2%、「公共施設連絡バス『かりまる』」が44.3%で、全ての外国人市民に関わるものは、認知度が高くなっています。
- ◇ 「夜間にも子どもを預けられるファミリーサポートセンター」が10.5%、「家族が死亡した時の火葬の手続き」が11.9%など、受益者が限定されるものは、認知度が低くなっています。
- ◇ 日本人市民の結果と比較すると、「公共施設連絡バス『かりまる』」で、認知度が△36.8%と最も差が大きく、次いで「休日や夜間の急病の際に連絡する休日診療所や救急医療情報センター」は△29.3%の差、「災害が起きたときに自分が緊急に避難する公共施設」は△22.0%の差、「家族が死亡したときの火葬の手続きのしかた」は、△21.8%の差となっています。
- ☆ 外国人コミュニティへのヒアリングによると、刈谷市のホームページの自動翻訳機能は、意味が正しく伝わらない場合があり、日本語がわかる友人などに翻訳してもらっているのが現状とのことでした。



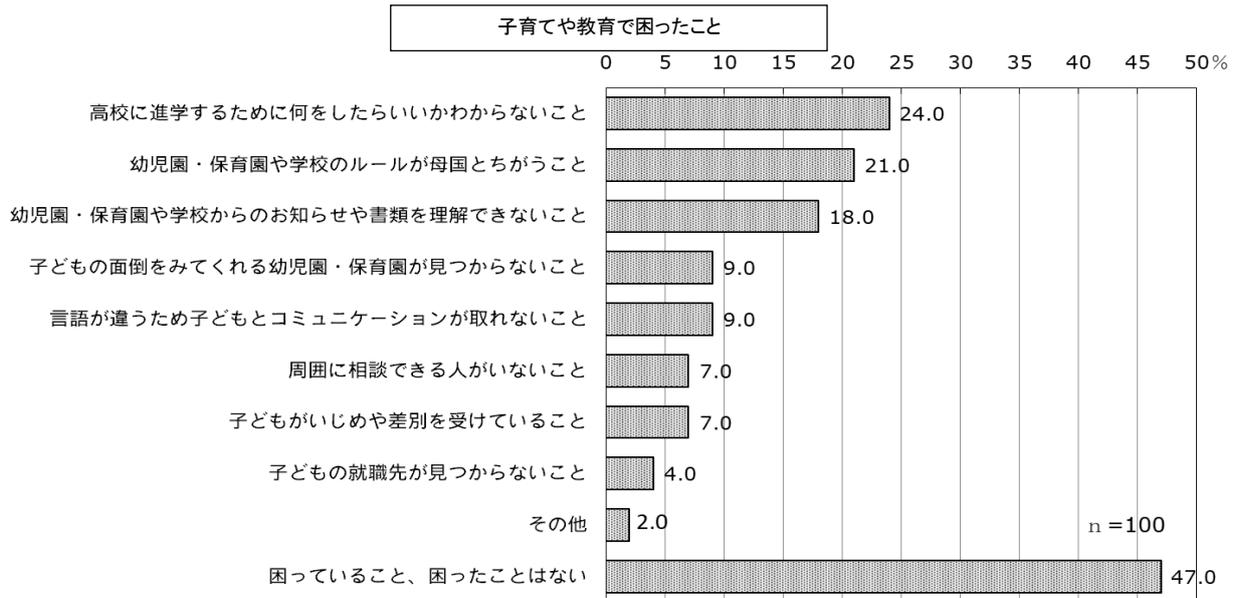
#### ③の課題

- ・外国人市民は日本人市民と比べ、行政の制度やサービスの認知度が低い傾向にあります。そのため、外国人市民にも日本人市民と同様に必要なサービスを提供するという観点で、認知度を高めていく必要があります。

#### ④ 子育てや教育

◇ 子どもと同居している外国人市民が考える「子育てや教育で困ったこと」は、「高校に進学するために何をしたらいいかわからないこと」が24.0%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園や学校のルールが母国とちがうこと」は21.0%、「幼稚園・保育園や学校からのお知らせや書類を理解できないこと」は18.0%となっています。

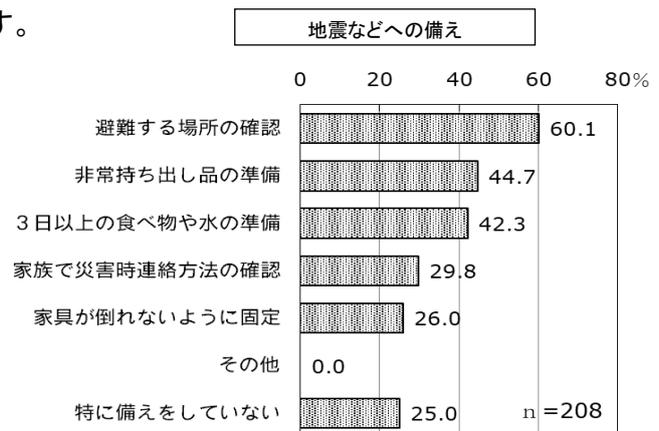
☆ 外国人の子どもの学習支援を行っているNPOへのヒアリングでは、中学校における外国人生徒への支援体制に課題があると感じているとのことでした。



#### ⑤ 災害対応

◇ 「地震などへの備え」については、外国人市民の25.0%が「特に備えをしていない」と回答していますが、同様の質問をした平成22年（2010年）の意識調査では「特に備えをしていない」の回答は38.4%であり、13.4%減少していることから、外国人市民の地震への備えは、進んできているといえます。

◇ 具体的な備えとしては「避難する場所の確認」が60.1%と最も高く、次いで「非常持ち出し品の準備」は44.7%、「3日以上食べ物や水の準備」は42.3%、「3日以上食べ物や水の準備」は42.3%となっています。



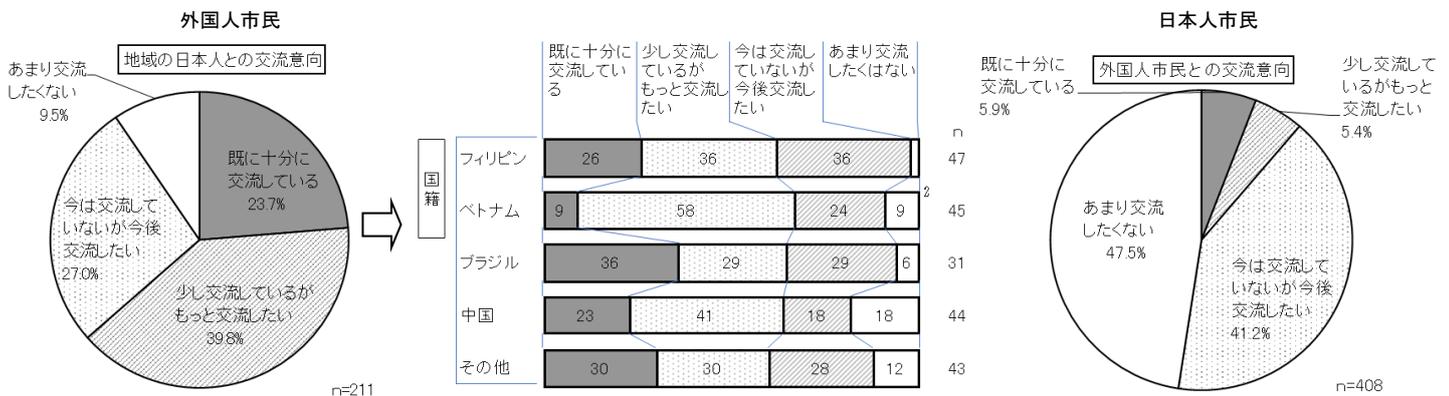
#### ④・⑤の課題

・外国人市民の増加や永住化・定住化に伴い、子育てをする外国人市民や災害時に支援するべき外国人市民が今後は増えてくることが予想されます。そのため、外国人市民の実態やニーズを把握し、必要な情報やサービスを提供する必要があります。

## ⑥ 地域の日本人／外国人との交流意向

◇ 外国人市民の「地域の日本人との交流意向」は、「既に十分に交流している」が23.7%、「少し交流しているがもっと交流したい」が39.8%、「今は交流していないが今後交流したい」が27.0%であり、交流に対して肯定的な割合は合わせて90.5%となっています。国籍別では、「既に十分に交流している」割合は、ブラジルが36%、ベトナムが9%で国籍によって違いがみられます。

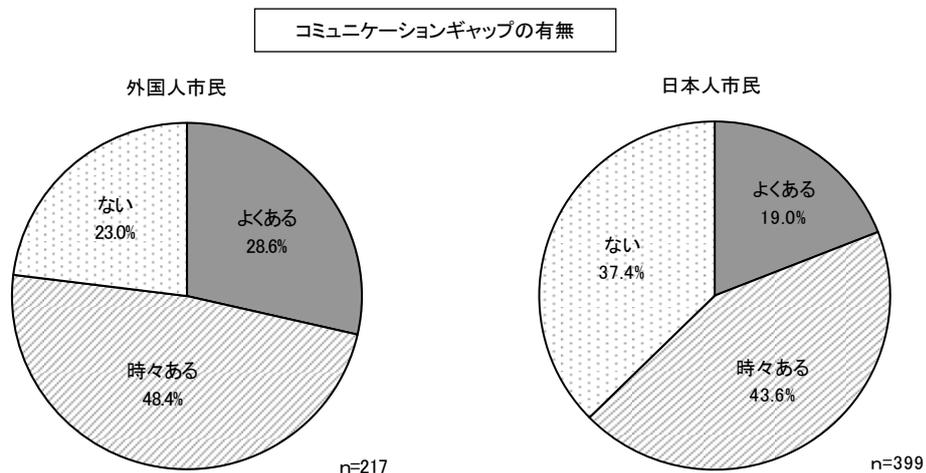
◇ 日本人市民の「地域の外国人との交流意向」は、「既に十分に交流している」が5.9%、「少し交流しているがもっと交流したい」が5.4%、「今は交流していないが今後交流したい」が41.2%であり、交流に対して肯定的な割合は合わせて52.5%となっています。



## ⑦ コミュニケーションギャップ

◇ 外国人市民の「日本人とのコミュニケーションギャップの有無」は、「よくある」が28.6%、「時々ある」が48.4%であり、コミュニケーションに何らかのギャップを感じている割合は合わせて77.0%となっています。

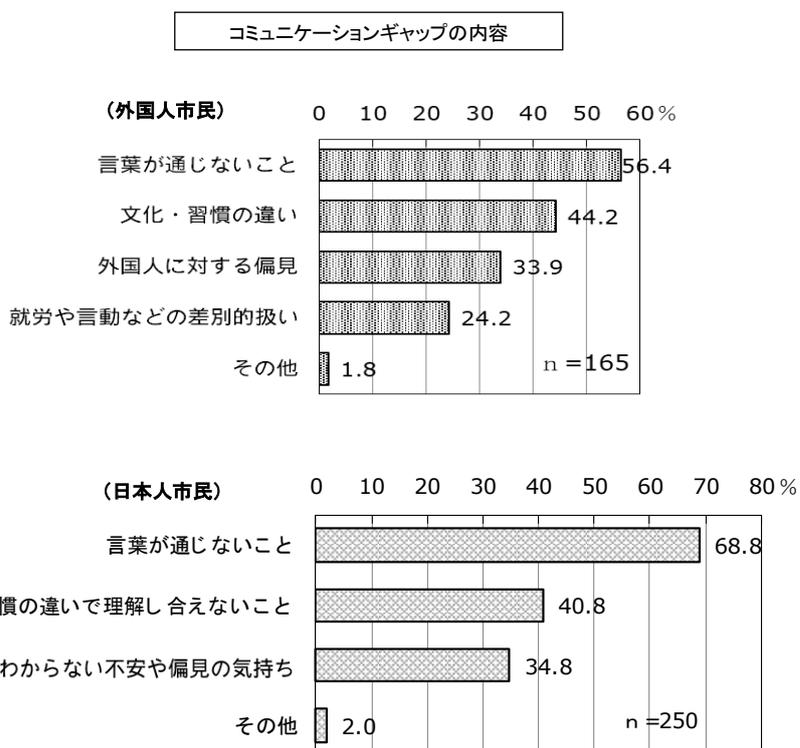
◇ 日本人市民についての同様の質問では、「よくある」が19.0%、「時々ある」が43.6%であり、コミュニケーションに何らかのギャップを感じている割合は合わせて62.6%となっています。



◇外国人市民が感じる「日本人とのコミュニケーションギャップの内容」は、「言葉が通じないこと」が56.4%と最も多く、次いで「文化・習慣の違い」が44.2%、「外国人に対する偏見」が33.9%となっています。

◇日本人市民が感じる「外国人とのコミュニケーションギャップの内容」は、「言葉が通じないこと」が68.8%と最も多く、次いで「文化・習慣の違いで理解し合えないこと」が40.8%、「どんな人かわからない不安や偏見の気持ち」が34.8%となっています。

☆外国人市民の交流拠点を運営する地域団体へのヒアリングでは、人とのつながりを求めて継続的に参加する外国人が増えてきており、交流拠点が、おもてなしの場所から対等な関係かつ日常的な感覚で関われる場所になってきたという声が聞かれました。

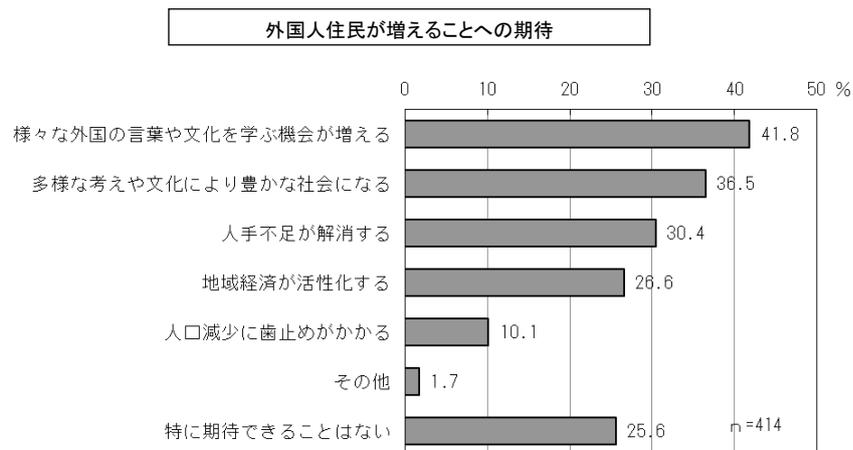
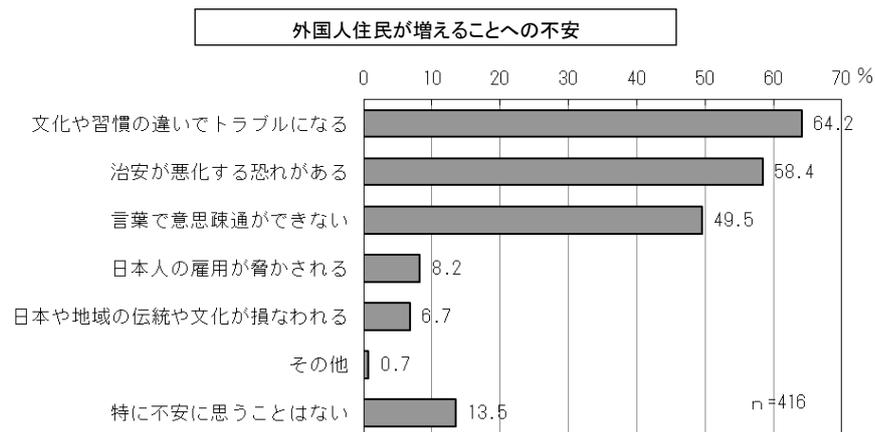


#### ⑥・⑦の課題

- ・外国人市民と日本人市民が交流する上で、コミュニケーションギャップ（違和感や抵抗感）がないことでスムーズに交流が進みますが、現状としては、外国人市民も日本人市民も何らかのギャップを感じています。
- ・ギャップの内容としては、外国人市民、日本人市民双方で、「言葉が通じないこと」、「文化・習慣の違い」、「不安や偏見」といったギャップを同程度の割合で感じています。外国人市民は交流意欲がある人が多く、日本人市民でも半数以上の方が交流をしたいと思っているため、これらのギャップをどのように埋めていくかが、交流を推進する上でのポイントになると考えられます。

## ⑧ 外国人住民が増えることへの考え

- ◇ 日本人市民の「外国人住民が増えることへの不安」は、「文化や習慣の違いでトラブルになる」が64.2%と最も多く、次いで「治安が悪化する恐れがある」が58.4%、「言葉で意思疎通ができない」が49.5%で、「特に不安に思うことはない」は13.5%となっています。
- ◇ 日本人市民の「外国人住民が増えることへの期待」は、「様々な外国の言葉や文化を学ぶ機会が増える」が41.8%と最も多く、次いで「多様な考えや文化により豊かな社会になる」が36.5%、「人手不足が解消する」が30.4%で、「特に期待できることはない」は25.6%となっています。
- ◇ 「外国人住民が増えることへの不安」について、「何らかの不安がある」と回答した割合は、「外国人住民が増えることへの期待」について、「何らかの期待がある」と回答した割合より多くなっています。
- ☆ 外国人市民の交流拠点を運営する地域団体へのヒアリングでは、若い世代（高校生や大学生など）は、外国人に興味を持ち、不安より期待が上回ると感じているため、若い世代へ向けて交流の場への参加を促すとよいという意見がありました。

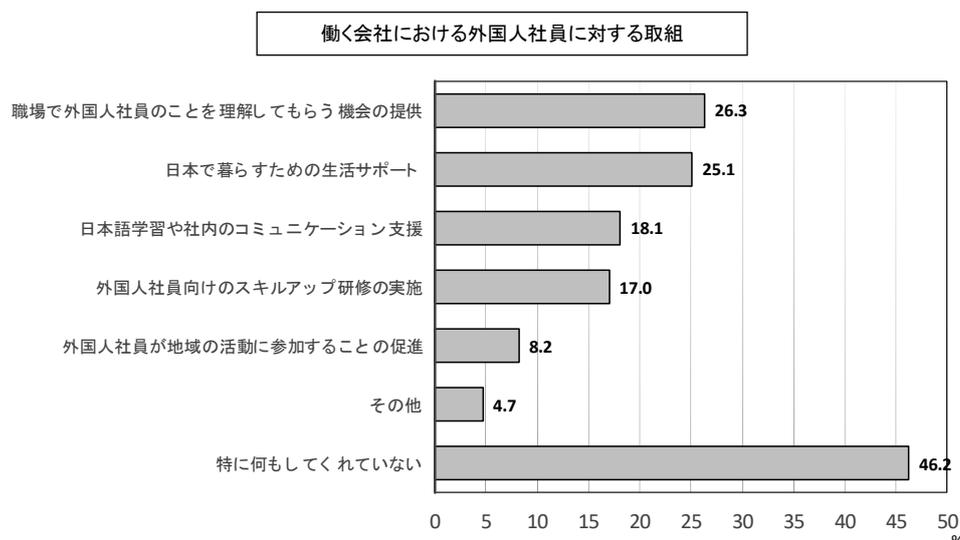


### ⑧の課題

- ・ 地域に外国人住民がいることが当たり前になってくることが予想されるため、不安な気持ちを減らし、期待の気持ちを増やしていくための取組を実施することが必要です。

## ⑨ 企業における取組

◇ 外国人市民意識調査では、「働く会社における外国人社員に対する取組」として行われていることは、「職場で外国人社員のことを理解してもらう機会の提供」が26.3%と最も高く、次いで「日本で暮らすための生活サポート」が25.1%、「日本語学習や社内のコミュニケーション支援」が18.1%となっています。一方で「特に何もしてくれていない」の割合が46.2%と半数近くを占めています。



◇ 日本人市民意識調査では、「多文化共生のために企業に必要なこと」として「外国人社員の日本語学習や社内コミュニケーション支援」が71.4%と最も高く、次いで「雇用する外国人社員が日本で暮らすための生活サポート」が70.7%、「職場で外国人社員のことを理解してもらう機会の提供」が34.3%となっています。

☆ 外国人を雇用する企業へのヒアリングでは、総務部門の専属の担当者が外国人従業員を病院へ連れて行くなど企業内でサポートすることもあり、監理団体を通して受け入れしている技能実習生・特定技能の社員は、監理団体や同じ境遇の先輩の外国人社員がフォローすることが多いとのことでした。



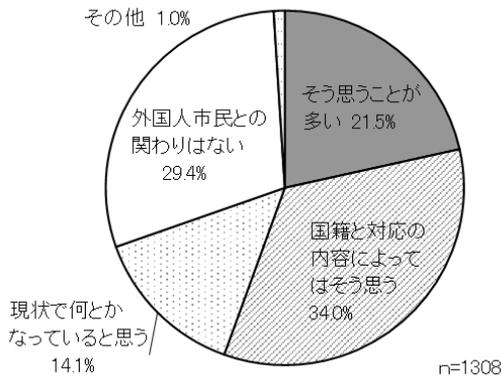
### ⑨の課題

- ・企業においての多文化共生のためには、コミュニケーション支援や生活サポートや理解促進が必要とされており、そういった取組を行う企業を増やしていく必要があります。
- ・外国人市民の中には、企業が雇い入れた労働者も多くなっております。そのため企業は関係機関と連携して、雇用する外国人労働者へ生活サポートや相談支援を実施することが求められます。

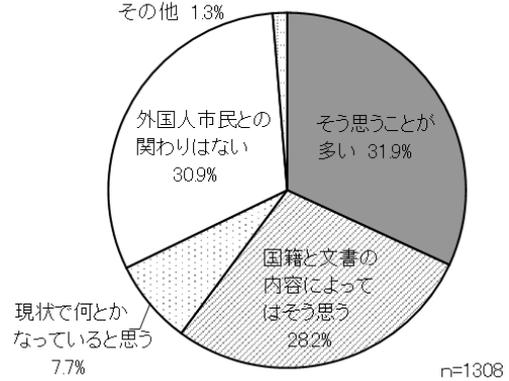
### ⑩ 市職員が感じる言葉の壁・制度や習慣の壁・心の壁

- ◇ 外国人市民と関わりのあった市職員のうち、「外国人市民の母国語でやり取りしないと十分に意思疎通ができないと感じる程度（意思疎通における言葉の壁を感じる程度）」は、「そう思うことが多い」が21.5%、「国籍と対応の内容によってはそう思う」が34.0%で、合わせると55.5%となっています。
- ◇ 「外国人市民に送付する文書が日本語だと、内容が伝わらないと感じる程度（送付文書における言葉の壁を感じる程度）」は、「そう思うことが多い」が31.9%、「国籍と文書の内容によってはそう思う」が28.2%で、合わせると60.1%となっています。
- ◇ 「外国人市民の母国と日本の制度や習慣が違い、理解してもらうのが難しいと感じる程度（伝達時に制度や習慣の壁を感じる程度）」は、「そう思うことが多い」が16.7%、「国籍と対応の内容によってはそう思う」が33.8%で、合わせると50.5%となっています。
- ◇ 「外国人市民に苦手意識があり、不安や偏見の気持ちを持ってしまおうと感じる程度（自分自身の心の壁を感じる程度）」は、「そう思うことが多い」が6.5%、「国籍と対応の内容によってはそう思う」が18.5%で、合わせると25.0%となっています。
- ☆ 市各部署等へのヒアリングでは、保育園や幼稚園において、外国人の園児やその保護者との意思疎通がスムーズにできないことや外国人と日本人の価値観の違いが原因で、苦労したり悩んだりすることがあるという声が聞かれました。

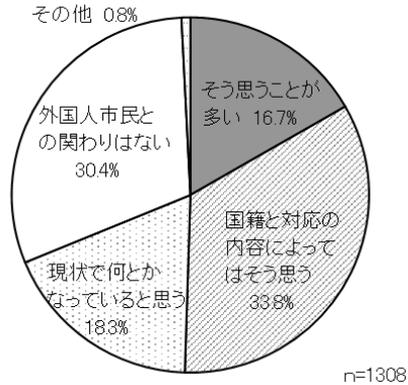
意思疎通における言葉の壁を感じる程度



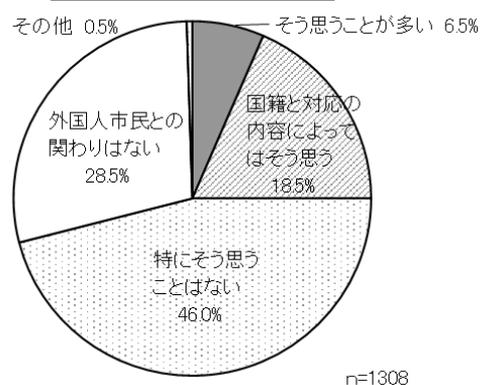
送付文書における言葉の壁を感じる程度



伝達時に制度や習慣の壁を感じる程度



自分自身の心の壁を感じる程度



⑩の課題

- ・ 行政の制度を周知し、必要なサービスを提供する役割を担う市職員においても、外国人市民と関わる上で、言葉の壁、制度や習慣の壁、心の壁を多くの職員が感じていることから、市が率先してこれらを払拭するための取組を実施することが必要です。

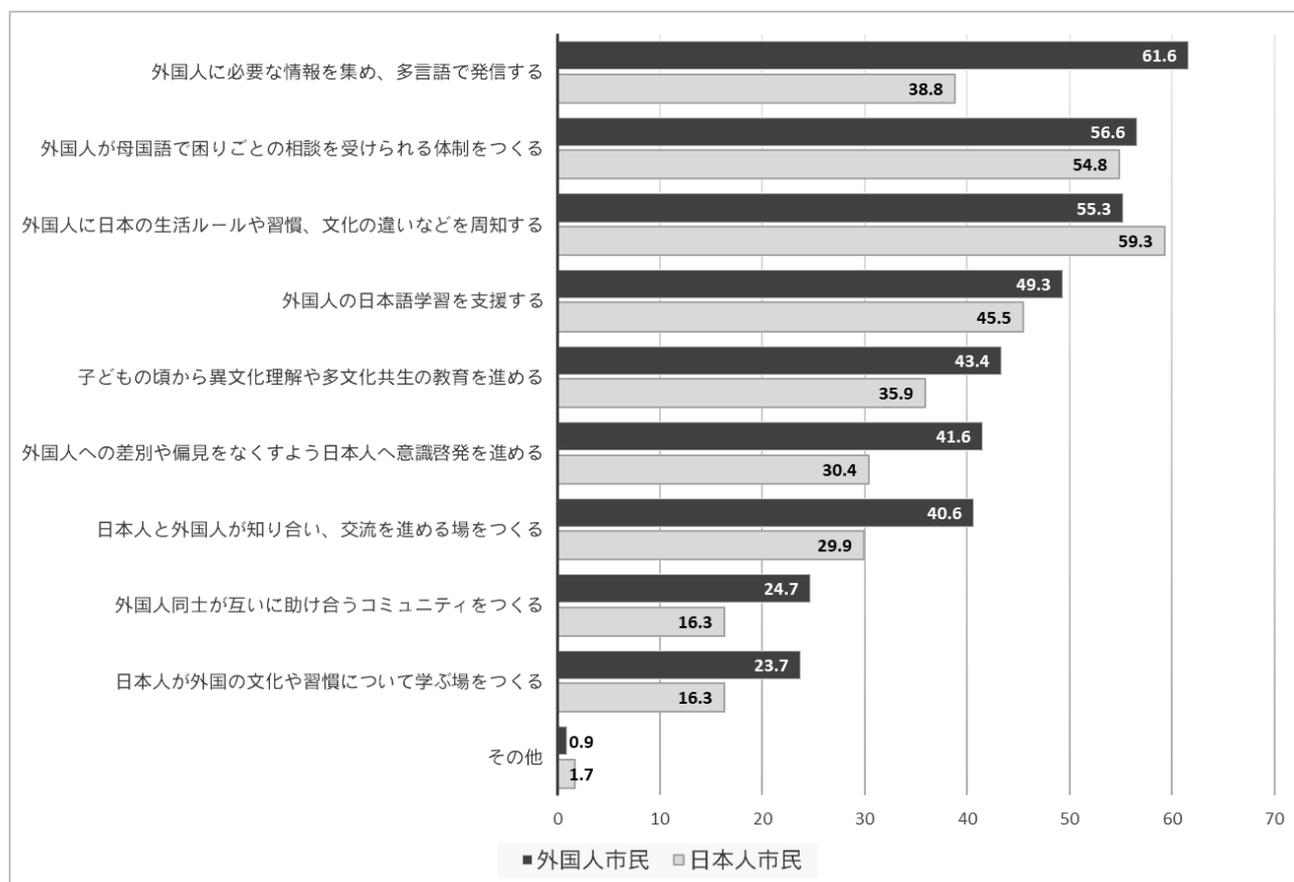
## ⑪ 多文化共生のために刈谷市役所（行政）に必要なこと

◇ 外国人市民意識調査では、多文化共生のために刈谷市役所（行政）に必要なことは、「外国人に必要な情報を集め、多言語で発信する」が 61.6%と最も高く、次いで「外国人が母国語で困りごとの相談を受けられる体制をつくる」が 56.6%、「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」が 55.3%となっています。

◇ 日本人市民意識調査では、「外国人に日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどを周知する」が 59.3%と最も高くなっています。

◇ 外国人市民と日本人市民を比較すると、外国人市民の方が全般的に高い割合となっており、特に「外国人に必要な情報を集め、多言語で発信する」（22.8%の差）、「外国人への差別や偏見をなくすよう日本人へ意識啓発を進める」（11.2%の差）、「日本人と外国人が知り合い、交流を進める場をつくる」（10.7%の差）は、差が大きくなっています。

多文化共生のために刈谷市役所(行政)に必要なこと



### ⑪の課題

- ・外国人市民と日本人市民が共に安心して暮らし、多様性と活力のある地域社会にしてい  
くために、刈谷市（行政）が、必要な支援の充実を図っていく必要があります。

## (4)現状と課題のまとめ

### ① 外国人の多様化に伴う「誰一人取り残さない」コミュニケーション支援

前計画策定時の本市の外国人市民は、フィリピン、中国、ブラジルの3カ国が多くを占めていましたが、近年はベトナムが急増しています。これをはじめとして、外国人市民の増加とともに、国籍とその母語や文化などの多様化が進んでいます。

外国人市民、日本人市民、行政対応する市職員への意識調査では、いずれの調査でも言葉の問題、文化・習慣の違いや相手への理解不足による不安などにより、コミュニケーションにおいてギャップを感じると回答している割合が多くなっていました。

日常・社会生活を営む上では、円滑なコミュニケーションが必要であり、特に災害や病気など命に関わる場面においては、より重要です。

こうしたことから、国籍別の外国人市民の人数や日本語能力を考慮しつつ、多様化している外国人市民に対して、「誰一人取り残さない」コミュニケーション支援が必要となっています。

### ② 外国人の永住化に伴う「ライフステージごと」の生活に関わる支援

前計画策定時と比べて、在留資格のうち「永住者」の人口は、元々多いブラジル国籍に加えて、フィリピン国籍、中国国籍も増えています。また、「永住者」以外の在留資格においても、ベトナム国籍で比較的多い「技術・人文知識・国際業務」、平成31年（2019年）に新設された「特定活動」などでは、在留資格の更新により滞在年数を延長することも可能となっています。そうした中で、外国人市民への意識調査において日本での永住意向が80%を超える結果となっており、今後、外国人市民の定住化・永住化の傾向は続くと考えられます。

外国人市民の定住化・永住化に伴い、外国人の子どもや高齢者等も増加しており、これまでの労働者としての生活支援という観点に限らず、日本人市民と同様に、妊娠、出産、子育て、進学、就労、介護に至るまでライフステージを意識した切れ目ない生活に関する支援という観点で、行政サービスの適切な情報発信が必要となっています。

### ③ 地域で共に暮らすための相互理解と積極的参加・交流の促進

日本人市民への意識調査では、外国人住民が増えることへの意見として、「不安に思うことはない」が13.5%、「期待できることはない」が25.6%となっており、「期待できることはない」が12.1%上回っています。一方で、刈谷市総合計画に関する市民意識調査の「刈谷市に住む外国人と日本人は、異なる文化や習慣を互いに認め合いながら暮らしていると思いますか？」の設問では、平成22年度（2010年度）調査の37.0%から令和4年度（2022年度）調査の61.7%へ24.7%上昇しています。

今後、外国人市民の人数は増える傾向にあることから、地域における多文化共生は、より重要な課題となります。そのため、お互いが知り合うことで相互理解が進み、多様性を認め合う関係ができることを期待し、交流やつながり、助け合いを充実するための場所や機会づくりなどの環境整備をすることが必要です。また、外国人市民の年齢構成は若年層が多いこと、日本人にはない価値観を持っていることなどを踏まえ、そうした特徴をいかした取組を推進することが大切です。

#### ④ NPO・外国人コミュニティ・刈谷市国際交流協会・企業等の参加と連携強化

前計画においては、重点協働プロジェクトを中心に、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」に掲げられた「まちづくりを担う主体【市民（日本人市民、外国人市民）、地域団体、市民活動団体（NPO）、事業者、教育機関等及び市】」が参画と対話を通して、連携して各施策に取り組んできました。

外国人市民への意識調査において、86.6%が地域に暮らすコミュニティの一員として役に立ちたいと回答し、79.7%が同国の外国人コミュニティに何らかの形で関わりたいと回答しています。また、日本人市民への意識調査において、57.2%が外国人の支援者として何らかの形で協力したいと回答しています。

少子高齢化が急速に進展する中、共存・協働による多文化共生のまちづくりを推進するためには、こうした市民の想いと力を集約して、各団体や各機関が引き続き連携・協働を図っていくことが必要です。特に、刈谷市国際交流協会や市内企業とはこれまで以上に計画の理念や目標を共有し、それぞれの役割を効果的に担うための連携を強化していくことが重要です。

#### ⑤ 共存・協働による重点協働プロジェクトの深化と開発

前計画では、外国人市民への「包摂・支援」の視点での事業を実施するとともに、重点協働プロジェクトという枠組みで施策展開を行うことで、「地域住民主体の活動」、「外国人市民主体の活動」、「グローバル人材をいかした教育活動」という「交流・協働」の視点での事業を実施しました。その中で「ワールデン」は、全国的な先進事例とされるなど多くの成果を得ることができました。

①～④に記載の課題解決のためにも、「地域住民主体」、「外国人市民主体」、「グローバル人材をいかした教育活動」は重要な視点であり、取組を継続し、より効果的な施策展開で深化させると同時に課題やニーズに応じた新たな視点で重点協働プロジェクトを開発することが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### (1) 目指すまちの姿と基本理念

本市では、平成 24 年（2012 年）に前計画である「刈谷市国際化・多文化共生推進計画」を策定し、目指すまちの姿として、5つの場面（地域、教育の場、公共施設・機会、企業・職場、地球規模）ごとに、「将来こうしたい！まちの風景」（ビジョン）を設定し、各施策に取り組んできました。本計画においてもこれまでの施策を引き継ぎ、新たな目指すまちの姿と基本理念を次のように定めます。

#### 【目指すまちの姿】

**国籍にかかわらず全ての人が尊重され、  
交流や協働がひろがるまち刈谷**

#### 【基本理念】

##### <包摂・支援>

全ての人が尊重され、生活に必要なサービスや支援が公平に提供されること

外国人市民も、地方自治法上の「住民」であり、地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有します。また、地域の外国人と日本人がお互いに理解を深め、尊重し合いながら暮らしていくためには、自立できる生活基盤が必要です。

##### <交流・協働>

様々な主体の特性がいかされ、相互交流と協働の取組が行われていること

平成 21 年（2009 年）施行の「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」にあるように、誰もが暮らしやすいまちにするには、「市民一人ひとりがまちの課題を自分ごととし、自発的に取り組むこと」、「市民の様々な知恵や力をいかし合い、市民同士がつながり合いやすい環境をつくることを進めていくこと」及び「まちづくりを担う様々な組織や人々が、各々の力を出し合い、地域社会における役割を担い、相互に協力し、連携していくこと」が必要です。

## (2)計画推進にあたり重視する視点

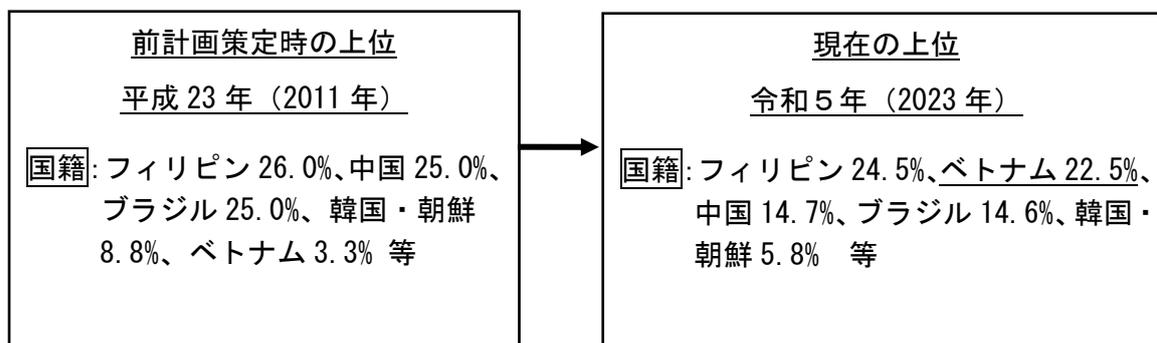
### ① 外国人市民の増加、多様化、永住化への対応

#### 【外国人市民の増加】

- ◇ 前計画策定後 12 年間（平成 23 年～令和 5 年）で 1.44 倍に増えており、国の政策的・制度的な外国人材受入拡大の方針等により、今後さらに外国人市民が増えることが見込まれます。

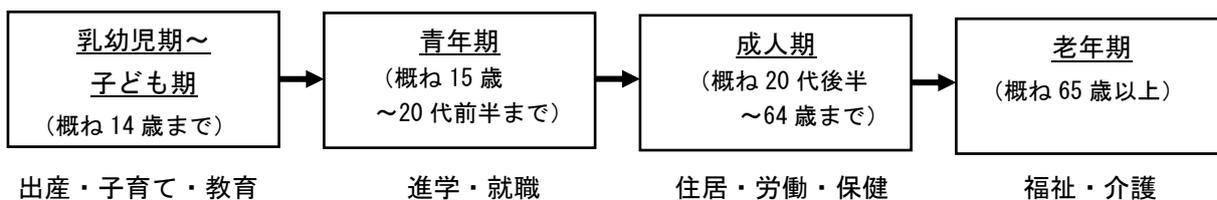
#### 【外国人市民の多様化】

- ◇ 前計画策定後、以下のとおり外国人市民の構成は変化してきています。今後、通訳・翻訳する言語のニーズ変化への対応、文化・習慣及び在留資格の多様化への理解や配慮が求められます。



#### 【外国人市民の永住化】

- ◇ 外国人市民への意識調査では、日本での永住意向が 82.3%に達し、長期間、日本で生活し続けようとする外国人市民が増えています。そうした中で、日本人と変わらないライフサイクルで暮らす外国人市民が増えることによる外国人の子どもの増加、永住者の高齢化などが見込まれます。そのため、各ライフステージを意識した切れ目のない支援が求められます。



## ② 持続可能な開発目標 SDGs 達成への貢献

本計画は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための「SDGs」の達成に向けて取り組む視点を盛り込みます。

本計画は、17 のゴールの内、下記の 8 ゴールの達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。

### ● 本計画に関連する SDGs の目標 ●



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### (3)基本目標と施策の体系

目指すまちの姿と基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を柱として、多文化共生推進に向けた施策に取り組みます。

**<包摂・支援> 全ての人々が尊重され、生活に必要なサービスや支援が公平に提供されること**

#### 基本目標1 コミュニケーション支援

◇ 言葉の壁や文化・習慣の違いを乗り越えて、国籍にかかわらず誰もが安心・安全に暮らし、ともに活躍できるよう、やさしい日本語での対話を基本としつつ、外国人市民の日本語能力、情報の重要性・緊急性に応じた適切なコミュニケーション（会話、情報伝達）ができるよう日本語能力の向上等の必要な支援を行います。

#### 基本目標2 生活に関わる支援

◇ 多様な外国人市民を誰一人取り残さないよう、様々な困りごとに対する相談体制を構築するとともに、外国人市民の永住化に伴うライフステージに応じた情報提供を図ります。また、防災や医療等、命や健康リスクに関わる情報の提供体制を整備します。

**<交流・協働> 様々な主体の特性がいかされ、相互交流と協働の取組が行われていること**

#### 基本目標3 共生に向けた教育と交流の推進

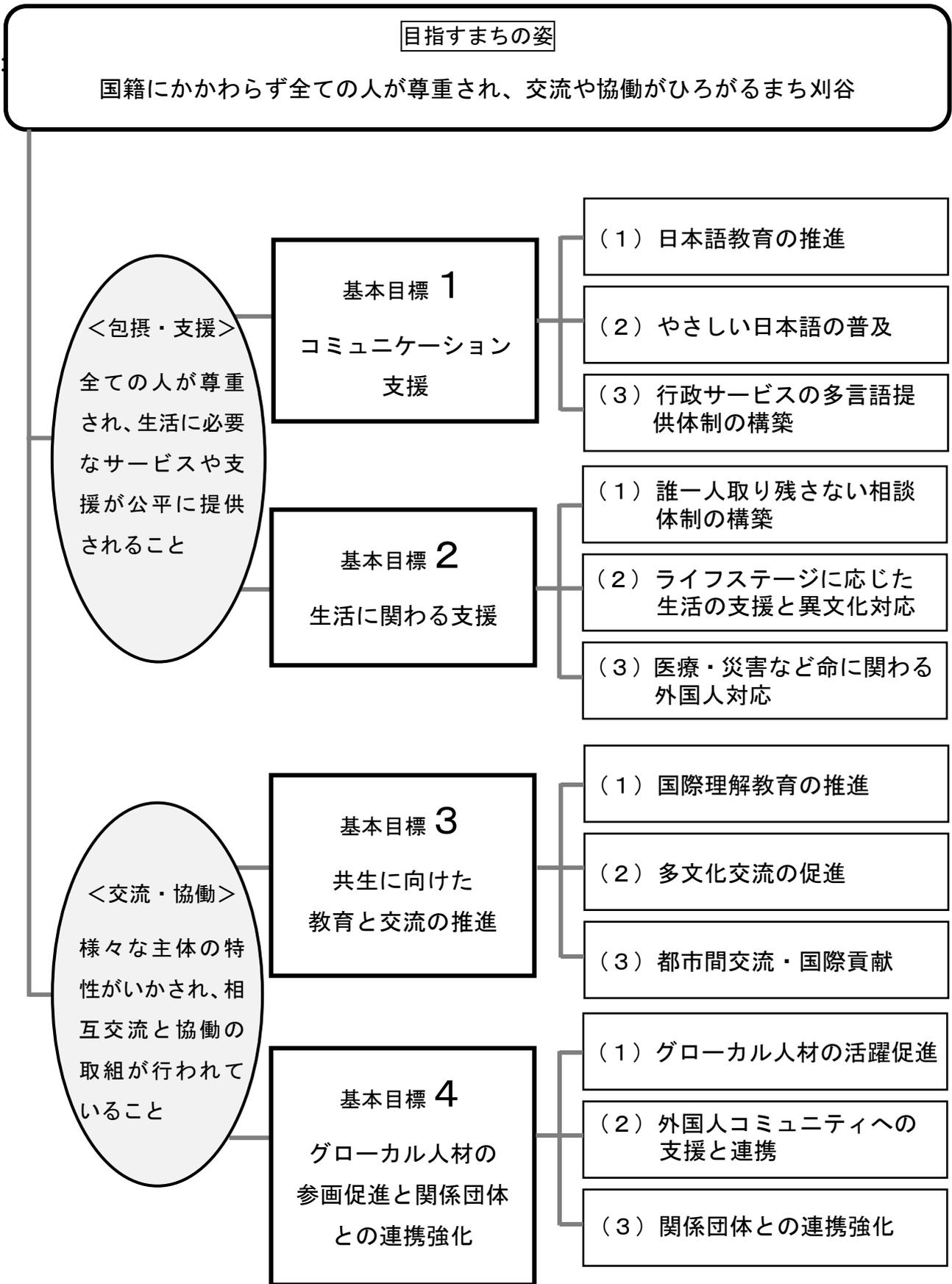
◇ 地域に外国人市民がいることが当たり前になってくることを踏まえ、外国人と日本人の相互理解が進んでいないことによるお互いの不安な気持ちを解消するため、地域、学校、公共施設など様々な場で、国際理解教育や多文化交流の機会充実を図ります。

#### 基本目標4 グローカル人材の参画促進と関係団体との連携強化

◇ 年齢構成が若く多様な価値観を持つ外国人市民や、海外赴任経験のある企業の社員及び NGO スタッフなどのグローカル人材を重要なリソースパーソン<sup>※9</sup>と位置づけ、地域、学校、公共施設など様々な場における国際化・多文化共生の取組に参画できるような機会の創出や仕組みづくりを行います。また、刈谷市国際交流協会、外国人コミュニティ、企業等と理念を共有し、連携して活動に取り組みます。

※9 リソースパーソン  
会議などの中心人物のこと。

● 施策の体系 ●



## (4)数値目標

### 基本目標1 コミュニケーション支援

| 指標   | 当初値<br>(R4) | 目標値<br>(R15) |
|--|-------------|--------------|
| 日本語で困ったときという設問の選択肢のうち「市役所や学校からの文書を読むとき」／「市役所の窓口で」と回答した外国人市民の割合 | 37.9%       | 25.0%        |
|  | 26.2%       | 15.0%        |

### 基本目標2 生活に関わる支援

| 指標  | 当初値<br>(R4) | 目標値<br>(R15) |
|---|-------------|--------------|
| 子育てや教育で困ったことという設問の選択肢のうち「困っていることはない」と回答した外国人市民の割合 | 47.0%       | 55.0%        |
| 地震などに対して「何らかの備えをしている」と回答した外国人市民の割合                | 75.0%       | 80.0%        |

### 基本目標3 共生に向けた教育と交流の推進

| 指標                                       | 当初値<br>(R4) | 目標値<br>(R15) |
|--|-------------|--------------|
| 「地域の日本人と既に十分に交流している」と回答した外国人市民の割合        | 23.7%       | 35.0%        |
| 外国人市民が増えることに対して「不安に思うことはない」と回答した日本人市民の割合 | 13.5%       | 25.0%        |

### 基本目標4 グローカル人材の参画促進と関係団体との連携強化

| 指標  | 当初値<br>(R4) | 目標値<br>(R15) |
|---|-------------|--------------|
| 地域に暮らすコミュニティの一員として役に立ちたいと「とても思う」と回答した外国人市民の割合 | 23.0%       | 30.0%        |

## 第4章 具体的な施策

### 基本目標1：コミュニケーション支援

主な関連ゴール



#### (1) 日本語教育の推進

##### 【施策の方向】

関係団体と連携した日本語教室の開催、各種団体が実施する日本語教室の周知、日本語教育を担う人材育成を通して、外国人市民の日本語能力や学習目的などに応じた外国人市民の日本語の習得を推進します。

外国人市民へのアンケートで、「外国人の日本語学習を支援」が必要と回答した割合は 49.3%です。

##### 【具体的な取組】

| 取組  | 目標の項目       |          |
|---|-------------|----------|
|   | 現状 (R4)     | 目標 (R15) |
| <b>01 日本語教室の開催</b><br>国際交流協会や大学等と連携して、日本語教室を開催します。<br>① 国際交流協会、大学等による日本語教室の実施                                   | ①参加実人数      |          |
|   | 46人         | 60人      |
| <b>02 各種団体の日本語教室等の広報</b><br>各種団体が実施する各種日本語教室等の情報を収集し、適宜、発信します。<br>① 国際プラザでのチラシ等の掲示・配架<br>② Web や SNS による開催情報の提供 | ②開催情報の提供    |          |
|   | 実施          | 拡充       |
| <b>03 日本語教育を担う人材の育成</b><br>国際交流協会等が実施する日本語教室の充実を図るため、人材育成を進めます。<br>① 国際交流協会等による日本語ボランティアの育成                     | ①ボランティア登録者数 |          |
|   | 173人        | 220人     |

## (2) やさしい日本語の普及

### 【施策の方向】

外国人市民の母語・公用語は多岐にわたること、簡単な日本語であれば理解できる外国人市民は比較的多いことから、「やさしい日本語」の活用を推進します。

### 【具体的な取組】

| 取組   | 目標の項目               |          |
|--|---------------------|----------|
|  | 現状 (R4)             | 目標 (R15) |
| <b>04 職員に対するやさしい日本語の周知や研修の実施</b><br>マニュアルの作成・周知、研修などを通して、職員に対してやさしい日本語の活用を推進します。<br>① やさしい日本語の周知と利用促進<br>② 職員を対象とした外国人対応のためのやさしい日本語研修の実施 | ②研修受講人数(計画期間中の延べ人数) |          |
|  | 研修未実施               | 200人     |
| <b>05 市民に対するやさしい日本語の周知</b><br>異なる母語の市民同士の会話・交流の際に活用できるよう、広報・イベントなどを通して、やさしい日本語の周知を図ります。<br>① 広報・外国人交流イベント等を通じたやさしい日本語の理解促進               | ①イベント等を通じた理解促進      |          |
|  | 未実施                 | 実施       |

### (3) 行政サービスの多言語提供体制の構築

#### 【施策の方向】

必要な行政サービスが公平に提供されるように、必要性・重要性・緊急性に応じた通訳の整備や情報の多言語化、多様性を踏まえた職員による対応を進めます。

外国人市民アンケートで、「外国人に必要な情報を集め、多言語で発信すること」が必要と回答した割合は 61.6%、「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知すること」が必要と回答した割合は 55.3%です。

#### 【具体的な取組】

| 取組   | 目標の項目  |          |
|--|--|----------|
|  | 現状 (R4)  | 目標 (R15) |
| <b>06 発信する情報の多言語化</b><br>発信する情報の多言語化を進めるとともに、重要な行政情報についてはプッシュ型で多言語発信します。<br>① 市ホームページの多言語化<br>② 重要行政情報の多言語発信   | ②市が発信する多言語情報発信媒体への外国語での発信希望数<br><br>149 件                      250 件 |          |
| <b>07 市役所・各施設における通訳等</b><br>市役所本庁舎及び各施設において、必要に応じて、通訳者の配置または通訳機器・アプリケーション・三者間通話等の活用により通訳等の実施体制を整備します。<br>① 外国人相談員による市役所・各施設における手続き等のための通訳<br>② 通訳機器・アプリケーション、三者間通話、指さし会話シート等の整備・運用 | ①相談員の対応言語数<br><br>4 言語                      5 言語                     |          |
| <b>08 行政サービスの多言語対応の総合的な体制づくり</b><br>職員が外国人市民とコミュニケーションを図る際の、手順、手法、心構えなどに関する指針・マニュアルを作成し、運用します。<br>① 多言語対応指針・マニュアルの作成・運用  | ①指針・マニュアル作成<br><br>未作成                      作成                       |          |

## 基本目標 2：生活に関わる支援

### 主な関連ゴール



### (1) 誰一人取り残さない相談体制の構築

#### 【施策の方向】

様々な国籍の外国人市民が、母国とは異なる言葉、文化・習慣、制度の中で、安心して暮らしていくために、困りごとの背景を理解した上での母国語での相談を実施することで、必要な支援やサービスを受けられるような体制をつくっていきます。

外国人市民アンケートで、「外国人が母国語で困りごとの相談を受けられる体制をつくること」が必要と回答した割合は 56.6%です。

#### 【具体的な取組】

| 取組   | 目標の項目                                       |          |
|--|---|----------|
|  | 現状 (R4)                                     | 目標 (R15) |
| <b>09 外国人生活相談の充実</b><br>市役所において、外国人市民が母国語により生活相談を受けられる窓口を設置し、各種相談に対応できるような人材を配置します。<br>① 多言語による外国人生活相談窓口の設置<br>② 外国人相談員の相談能力の向上      | ①外国人生活相談員の人数<br>3人                      4人  |          |
| <b>10 多様な機関との連携による相談体制の構築</b><br>県等の関係機関、NPO、長期間日本に在住する外国人と連携して、困りごとの相談体制を整備します。<br>① 県等の外国人相談機関との連携体制の整備<br>② 外国人市民の困りごと相談ガイドの整備・運用 | ②相談ガイドの整備・運用<br>未実施                      実施 |          |

## (2) ライフステージに応じた生活の支援と異文化対応

### 【施策の方向】

定住化・永住化に伴い、外国人の子どもや高齢者等が増加しており、外国人市民に対して、乳幼児期、子ども期、青年期、成人期、老年期のライフステージごとの生活に関わる支援やサービスの制度等の周知を各国の文化的な背景に配慮しながら進めます。

### 【具体的な取組】

| 取組  | 目標の項目            |          |
|---|------------------|----------|
|   | 現状 (R4)          | 目標 (R15) |
| <b>11 子ども・子育て家庭への支援</b><br>乳幼児期・子ども期について、出産から子育てまでの支援やサービス、関連イベント等の情報を各国の文化に配慮し、多言語で提供します。様々な困難を抱える外国にルーツのある子どもの把握と支援に努めます。<br>① 出産・育児・保育サービスの多言語情報提供、異文化への対応<br>② 外国人向け子育てサロン、母語教室、イベントの開催<br>③ 困難を抱える外国人の子どもの把握と対応  | ①多言語情報提供、異文化への対応 |          |
|   | 実施               | 拡充       |
| <b>12 教育・キャリア形成に関する支援</b><br>子ども期・青年期について、日本語教育が必要な外国人児童・生徒に対する支援、キャリア形成支援、保護者への必要な情報提供に努めます。<br>① 学校だより等配付資料の多言語化体制づくり<br>② 日本語教育担当教員の配置と研修の実施<br>③ プレスクール就学支援、プレクラス日本語初期指導の実施<br>④ ニーズに応じた外国人児童生徒語学指導員の配置と指導<br>⑤ 大学やNPOによる取り出し授業、放課後日本語教室への支援<br>⑥ 外国人への教育等関連情報の提供<br>⑦ 多言語の書籍・資料の充実 | ②研修の実施           |          |
|   | 実施               | 実施(継続)   |
|   | ④語学指導員数          |          |
|   | 4人               | 6人       |
| <b>13 保健・福祉・介護分野に関する支援</b><br>成人期・老年期について、健康で自立した生活を送ることができるよう、保健・福祉・介護分野における情報を各国の文化に配慮し、多言語で提供します。<br>① 保健・福祉・介護サービスの多言語情報提供、異文化への対応<br>② 外国人に対する公営住宅の入居案内・入居支援   | ①多言語情報提供、異文化への対応 |          |
|   | 実施               | 拡充       |
| <b>14 日本での生活の早期適応の支援</b><br>来日・転入した外国人市民が、本市での生活にスムーズに適応できるよう、必要な情報をわかりやすく多言語で提供します。<br>① 外国人市民ウェルカムパック(外国人が転入した際に配布する案内資料一式)」の配布<br>② 国・県・NPO等が発信する各種多言語情報の周知  | ①ウェルカムパックの配布     |          |
|   | 未実施              | 実施       |

### (3) 医療・災害など命に関わる外国人対応

#### 【施策の方向】

特に医療や災害など命に関わる場面においては、必要な情報の共有と相互理解のコミュニケーションが必要不可欠であり、そうした場面において、異文化に配慮しながら多言語での通訳や翻訳ツールの活用ができるような体制の整備と必要な情報の周知を図ります。

#### 【具体的な取組】

| 取組  | 目標の項目            |          |
|---|------------------|----------|
|   | 現状 (R4)          | 目標 (R15) |
| <b>15 医療における多言語対応</b><br>外国人市民が、病気やけがなどの緊急時に、必要な医療を安心して受けられるように、多言語対応が可能な病院情報、国・県・NPO などが提供する通訳サービス、翻訳ツールの周知を図ります。<br>① 外国人にも対応する病院情報の周知<br>② 医療通訳に関する情報の周知 | ②医療通訳情報の周知       |          |
|   | 実施               | 拡充       |
| <b>16 災害に関する外国人対応</b><br>外国人市民が、地震や風水害などの緊急時に、必要な対応が取れるように、多言語での講座実施や情報提供を図ります。<br>① 外国人市民向けの防災に関する講座実施、情報提供<br>② 災害時における多言語での情報提供など外国人にも配慮した体制の整備          | ①外国人市民向け防災講座参加者数 |          |
|   | 28人              | 40人      |

## 基本目標 3：共生に向けた教育と交流の推進

### 主な関連ゴール



### (1) 国際理解教育の推進

#### 【施策の方向】

現代社会はグローバル化が進展しており、本市においても国籍、文化・宗教、習慣・価値観などが多様化していることから、国際理解教育を通じて、多様性を受け入れること、お互いの立場や文化を理解することを目指します。

外国人市民アンケートで、「子どもの頃から異文化理解や多文化共生の教育を進めること」が必要と回答した割合は 43.4%、「外国人への差別や偏見をなくすよう日本人への意識啓発を進めること」が必要と回答した割合は 41.6%、「日本人が外国の文化や習慣について学ぶ場をつくること」が必要と回答した割合は 23.7%です。

#### 【具体的な取組】

| 取組  | 目標の項目       |          |
|---|-------------|----------|
|   | 現状 (R4)     | 目標 (R15) |
| <b>17 学校における国際理解教育の推進</b><br>基礎教育を受ける学校において、異文化理解や多文化共生のスキルを身につけ、世界的な課題解決のために行動できる子どもを育てるために、国際理解教育を推進します。<br>① ワールド・スタディ講座の実施<br>② 総合的な学習などでの国際理解教育、多文化共生教育の実施 | ①講座を実施した学校数 |          |
|   | 1 校         | 2 校      |
| <b>18 地域における国際理解教育の推進</b><br>身近な場で多文化共生や国際協力の重要性を学べる国際理解講座を開催し、地域社会において、国際的な視野を持つ市民を増やします。<br>① 国際理解講座の開催   | ①講座の参加者数    |          |
|   | 41 人        | 80 人     |
| <b>19 多文化共生への意識啓発</b><br>多様な国籍・文化的背景を持つ人が住んでいる地域において、多文化共生を実現するために、相互理解を深めるための意識啓発を行います。<br>① 地域における外国人の活躍や日本人との交流活動の周知   | ①周知のための広報件数 |          |
|   | 1 件         | 4 件      |

## (2) 多文化交流の促進

### 【施策の方向】

言葉や文化の壁を乗り越え、異なる文化を理解し合い、共に助け合いながら暮らしていくため、地域における多文化交流を積極的に進めます。また、「国際プラザ」等の拠点を活用した多文化交流を進めます。

外国人市民アンケートで、「日本人と外国人が知り合い、交流を進める場をつくること」が必要と回答した割合は 40.6%です。

### 【具体的な取組】

| 取組  | 目標の項目                  |                   |
|---|------------------------|-------------------|
|   | 現状 (R4)                | 目標 (R15)          |
| <b>20 地域における多文化交流の促進</b><br>モデル地区として設定した外国人が多い地域において、NPO、地域団体、外国人市民などの市民主体による多文化交流の場と機会づくりを促進します。また、モデル地区から新たな地域へ交流活動を展開します。<br>① モデル地区（一ツ木・小垣江地域）における多文化交流活動の支援<br>② 新たな多文化交流活動の支援 | ①多文化交流活動における参加人数・外国人割合 |                   |
|   | 541人<br>43.6%          | 1,000人<br>45%～55% |
|   | ②交流活動が行われている地域の数       |                   |
|   | 2 地区                   | 4 地区              |
| <b>21 国際プラザ等での多文化交流イベントの実施</b><br>国際交流、多文化共生の拠点としての「国際プラザ」を活かし、様々な国の情報収集と発信、多様な国々の人同士の交流イベントを実施します。<br>① 外国人と日本人との交流イベントの開催<br>② 各国の現状・文化などの情報収集と発信                                 | ①イベント参加者数              |                   |
|   | 300人<br>(R1) ※         | 1,000人            |

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年度）以降は中止されたため、令和元年度（2019年度）実績を掲載

### (3) 都市間交流・国際貢献

#### 【施策の方向】

世界や日本全体などグローバルな視点で共生を進めるため、市が主体として取り組む国際化・多文化共生施策として、カナダ・ミササガ市との姉妹都市交流の充実、先進的取組の成果の発信、SDGsの達成に向けた国際貢献活動を進めます。

#### 【具体的な取組】

| 取組   | 目標の項目        |          |
|--|--------------|----------|
|  | 現状 (R4)      | 目標 (R15) |
| <b>22 姉妹都市交流</b><br>異なる地域や国の人々が互いの文化や歴史、生活習慣を知り合い、相互理解を深め、国際的な友好関係を築くために、姉妹都市交流を進めます。<br>① ミササガ市民団等受入・ミササガへの市民派遣 | ①市民団等受入・市民派遣 |          |
|  | 実施 (R1) ※    | 実施 (継続)  |
| <b>23 先進的取組の発信</b><br>市として多文化共生の先進的取組を発信することで、市民の誇りや地域価値の向上につなげます。<br>① 市内外への先進的取組の積極的発信                         | ①先進的取組の発信    |          |
|  | 実施           | 拡充       |
| <b>24 国際貢献</b><br>グローバルな現代において、気候変動や貧困、紛争などの国際規模の問題について考え、SDGsの達成を目指すことは重要であることから、国際貢献の取組を進めます。<br>① 国際貢献の取組の実施  | ①国際貢献の取組     |          |
|  | 実施           | 実施 (継続)  |

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度(2020年度)以降は中止されたため、令和元年度(2019年度)実績を掲載

## 基本目標4：グローバル人材の参画促進と関係団体との連携強化

### 主な関連ゴール



### (1) グローバル人材の活躍促進

#### 【施策の方向】

外国人市民が市民の一員として役に立ちたいという思いを実現するためにも、共存・協働のまちづくりの理念に沿って、行政、地域行事、国際理解教育及び多文化交流活動などへ外国人市民が参画し、活躍ができるように促進します。また、国際経験のある日本人市民の国際理解教育などでの活躍を促進します。

#### 【具体的な取組】

| 取組   | 目標の項目                             |          |
|--|-----------------------------------|----------|
|  | 現状 (R4)                           | 目標 (R15) |
| <b>25 外国人市民の行政・地域活動への参画促進</b><br>多様な視点・価値観を持つ外国人市民の行政・地域活動への参画を進めるため、刈谷市多文化共生推進委員会への委嘱を図るとともに、自治会行事など身近な地域づくり活動への参加を促進します。<br>① 外国人市民への自治会組織の周知と行事への参加促進<br>② 外国人市民を多文化共生推進委員へ委嘱 | ②外国人の委員数<br><br>4人                | 4人（維持）   |
| <b>26 グローカル人材の活躍促進</b><br>国際的な経験や視野を持った人材を発掘し、国際理解教育や多文化交流の講座・イベントで講師などとしての活躍を推進します。<br>① グローカル人材による国際理解教育の実施<br>② 交流イベントへの外国人市民の参画促進  | ①グローカル人材による講座・イベントの実施回数<br><br>5回 | 10回      |

## (2) 外国人コミュニティへの支援と連携

### 【施策の方向】

外国人コミュニティを支援するとともに、外国人コミュニティ及び外国人キーパーソンとの連携・協働の体制を構築し、その運用を図ります。

外国人市民アンケートで、「外国人同士が互いに助け合うコミュニティをつくること」が必要と回答した割合は 24.7%

### 【具体的な取組】

| 取組  | 目標の項目                    |            |
|---|--------------------------|------------|
|   | 現状 (R4)                  | 目標 (R15)   |
| <b>27 外国人コミュニティ支援</b><br>外国人コミュニティについて、コミュニティごとに運営の支援を行います。<br>① 各国の外国人コミュニティへの支援   | ①外国人コミュニティへの支援<br><br>実施 | 実施<br>(継続) |
| <b>28 外国人コミュニティとの連携</b><br>外国人コミュニティ及び外国人キーパーソンと相互ネットワークを構築し、連携して外国人市民に対する必要な情報発信、困りごと相談などを進めます。<br>① 外国人市民との相互ネットワークづくり<br>② 相談支援における「つなぎびと」としての活躍支援 | ②「つなぎびと」の人数<br><br>0人    | 10人        |

### (3) 関係団体との連携強化

#### 【施策の方向】

刈谷市国際交流協会は、本市の国際化・多文化共生施策の推進にあたり重要な役割を担っており、持続的な施策実施の体制を整えるため、連携強化を図ります。また、同様に重要な関係団体である企業と連携を図り、協力関係を構築します。

#### 【具体的な取組】

| 取組   | 目標の項目                       |          |
|--|-----------------------------|----------|
|  | 現状 (R4)                     | 目標 (R15) |
| <b>29 国際交流協会との連携強化</b><br>国際化・多文化共生の拠点である刈谷市国際プラザの認知度・利用度の向上を図り、国際交流協会が行う取組を持続的に実施するための体制を整備します。<br>① 国際プラザの管理及び認知度・利用度の向上<br>② 国際交流協会の事業実施体制の整備 | ①国際プラザ利用者<br>(年間延べ人数)       |          |
|  | 6,780人                      | 11,000人  |
| <b>30 企業等との連携</b><br>国際経験豊富な社員がいる企業、外国人従業員を多く雇用する企業との関係を深め、協力体制を構築します。また、その他関係団体とも協力関係を深めます。<br>① 企業社員等の多文化交流活動への参画促進<br>② 外国人従業員雇用企業とのネットワークづくり | ②多文化共生イベント等に関する企業内広報への協力企業数 |          |
|  | 0社                          | 10社      |

## 第5章 計画の推進体制

### (1) 計画の進捗管理

#### ① 市役所内における推進体制の整備

本計画に位置付けた取組は、毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理して PDCA の視点から自己評価を行い、その内容を事務局である市民協働課が取りまとめます。その結果を市役所関係部署からなる横断的な推進組織において共有するとともに確認を行い、より良い施策・事業の推進に努めます。

#### ② 市民視点からの推進体制の整備

「刈谷市多文化共生推進委員会」において、本計画の進捗状況の点検・評価を行います。有識者や市民代表等の多様な意見を施策・事業の推進に反映させることで、計画の実効性を高めます。

#### ③ 数値目標の設定

本計画の第3章で基本目標ごとに設定している「数値目標」は、意識調査の実施等を通じて確認し、評価を行います。その評価結果は、社会的背景や本市の施策等の影響を鑑みて検証等を行い、その後におけるより効果的な施策・事業への反映に努めます。

### (2) 連携・協働による計画の推進

#### ① 重点協働プロジェクトによる推進

本計画の基本目標の実現に向けての新規または拡充の取組のうち、市役所関係部署により横断的に進めるもの、市内の関係主体と連携・協働しながら進めるものを、重点協働プロジェクトと位置づけ、市民協働課が関係部署や関係主体と連携して推進します。

本計画の重点協働プロジェクト（第6章参照）は、中間年度の令和10年度（2028年度）までを実施期間とし、中間年度の評価・検証を踏まえて令和11年度（2029年度）以降の重点協働プロジェクトを立案するものとします。

## ② 市内の関係主体との連携・協働による推進

本計画は、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」においても、まちづくりを担う主体とされている市民（日本人市民、外国人市民）、地域団体、NPO、企業（外国人雇用企業、グローバル企業）、大学、国際交流協会、市などが主体となって連携・協働しながら進めます。



## ③ 国、県、近隣自治体との連携・協働

本計画の推進にあたり、国や県及び関連機関との連携に努めるとともに、近隣自治体などとも情報交換を行い、連携を深めます。

特に、地域日本語教育や通訳・相談支援については、県の制度やサービスを活用しながら、推進します。

## 第6章 重点協働プロジェクト

### (1) 外国人に伝わるコミュニケーションプロジェクト

#### ① 基本的考え方

外国人市民の増加、多様化、永住化に伴い、「コミュニケーション支援」、「生活に関わる支援」を実施するにあたり、関係部署により横断的に進める必要がある取組を推進するプロジェクトとして、市民協働課が中心となって実施します。

#### ② 主となる取組・事業

| 基本目標          | 施策の方向                      | 取組   |
|---------------|----------------------------|--|
| 1 コミュニケーション支援 | (2) やさしい日本語の普及             | 04 職員に対するやさしい日本語の周知や研修の実施<br>①やさしい日本語の周知と利用促進<br>②職員を対象とした外国人対応のためのやさしい日本語研修の実施            |
|               |                            | 05 市民に対するやさしい日本語の周知<br>①広報・外国人交流イベント等を通じたやさしい日本語の理解促進                                      |
|               | (3) 行政サービスの多言語提供体制の構築      | 08 行政サービスの多言語対応の総合的な体制づくり<br>①多言語対応指針・マニュアルの作成・運用  |
| 2 生活に関わる支援    | (1) 誰一人取り残さない相談体制の構築       | 10 多様な機関との連携による相談体制の構築<br>①県等の外国人相談機関との連携体制の整備<br>②外国人市民の困りごと相談ガイドの整備・運用                   |
|               | (2) ライフステージに応じた生活の支援と異文化対応 | 14 日本での生活の早期適応の支援<br>①「外国人市民ウェルカムパック（外国人が転入した際に配布する案内資料一式）」の配布<br>②国・県・NPO等が発信する各種多言語情報の周知 |
|               | (3) 医療・災害など命に関わる外国人対応      | 16 災害に関する外国人対応<br>②災害時における多言語での情報提供など外国人にも配慮した体制の整備  |

#### ③ 進め方

研修等の実施または外国人交流イベントを活用するなどにより、市職員及び市民に対して「やさしい日本語」の普及を図ります。

また、「多言語対応指針・マニュアル」及び「外国人市民の困りごと相談ガイド」の作成・運用により、特に「生活に関わる支援」を実施する関係部署において、相談体制の整備や外国人への配慮を推進します。

## (2) モデル地区からの多文化交流プロジェクト

### ①基本的考え方

地域で外国人と日本人が共に暮らすための相互理解を進めるため、モデル地区として多文化交流活動を実施してきた地域の活動を継続して支援するとともに、新たな地域への展開を図るプロジェクトとして関係主体と連携して推進します。

### ②主となる取組・事業

| 基本目標             | 施策の方向        | 取組   |
|------------------|--------------|--|
| 3 共生に向けた教育と交流の推進 | (2) 多文化交流の促進 | 20 地域における多文化交流の促進<br>①モデル地区（一ツ木・小垣江地域）における多文化交流活動の支援<br>②新たな多文化交流活動の支援 |

### ③進め方

モデル地区（一ツ木・小垣江地域）の活動支援を継続するとともに、モデル地区での成功事例等を活かして、新たな地域への展開を模索します。

### (3) 外国人コミュニティとの連携プロジェクト

#### ①基本的考え方

外国人コミュニティを支援するとともに、外国人コミュニティ及び外国人キーパーソンと連携・協働の体制を構築し、その運用を図るプロジェクトとして関係主体と連携して推進します。

#### ②主となる取組・事業

| 基本目標                      | 施策の方向                | 取組  |
|---------------------------|----------------------|---|
| 4 グローカル人材の参画促進と関係団体との連携強化 | (2) 外国人コミュニティへの支援と連携 | 27 外国人コミュニティ支援<br>①各国の外国人コミュニティへの支援                                 |
|                           |                      | 28 外国人コミュニティとの連携<br>①外国人市民との相互ネットワークづくり<br>②相談支援における「つなぎびと」としての活躍支援 |

#### ③進め方

外国人コミュニティ及び外国人キーパーソンとの相互ネットワークを構築し、外国人市民への情報発信、外国人市民からの意見収集が効果的にできる体制を整備します。

また、日本語能力が高く、日本の習慣への理解が深い外国人市民が、同じ国籍の外国人市民の生活相談や困りごと解決のために活動できる仕組みづくりを行います。

## (4) 多文化共生の連携と発信プロジェクト

### ①基本的考え方

先進的な取組について発信することでその成果をアピールし、広域的な多文化共生の推進に貢献します。

また、関係団体との連携強化のためのプロジェクトとして、特に刈谷市国際交流協会及び企業との連携強化を図ります。

### ②主となる取組・事業

| 基本目標                      | 施策の方向          | 取組   |
|---------------------------|----------------|--|
| 3 共生に向けた教育と交流の推進          | (3) 都市間交流・国際貢献 | 23 先進的取組の発信<br>①市内外への先進的取組の積極的発信                             |
| 4 グローカル人材の参画促進と関係団体との連携強化 | (3) 関係団体との連携強化 | 29 国際交流協会との連携強化<br>②国際交流協会の事業実施体制の整備                         |
|                           |                | 30 企業等との連携<br>①企業社員等の多文化交流活動への参画促進<br>②外国人従業員雇用企業とのネットワークづくり |

### ③進め方

多文化共生コミュニティガーデン、外国人コミュニティ形成、グローバル人材を活かしたESDなどの先進的な取組の成果をまとめ、各種媒体やイベントを通じて、発信します。

国際化・多文化共生施策における重要な役割を担っている刈谷市国際交流協会と連携した事業実施体制を整備します。また、外国人従業員を多く雇用する企業との連携を図るために、ネットワークづくりを進めます。

## 資料編

### (1) 策定の経過

| 年月日                    | 内容  |
|------------------------|---|
| 令和4年10月3日              | 令和4年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会                         |
| 令和4年10月26日             | 令和4年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会                            |
| 令和4年12月                | 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定にあたっての外国人市民・日本人市民への意識調査の実施          |
| 令和5年1月                 | 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定にあたっての市職員への意識調査、各部署等への外国人との関わり調査の実施 |
| 令和5年2月～3月              | 外国人市民団体、地域団体、NPO、企業へのヒアリング調査の実施                       |
| 令和5年2月9日               | 令和4年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会                         |
| 令和5年3月14日              | 令和4年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会                            |
| 令和5年3月26日              | 外国人市民・日本人市民「つなぐミーティング」開催                              |
| 令和5年7月25日              | 令和5年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会                         |
| 令和5年8月8日               | 令和5年度第1回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会                            |
| 令和5年9月～10月             | 庁内ヒアリングの実施（施策・取組・目標について）                              |
| 令和5年10月12日             | 令和5年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会                         |
| 令和5年10月27日             | 令和5年度第2回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会                            |
| 令和5年12月1日～<br>令和6年1月4日 | パブリックコメントの実施  |
| 令和6年1月10日              | 令和5年度第3回 刈谷市国際化・多文化共生推進計画策定部会                         |
| 令和6年1月22日              | 令和5年度第3回 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会                            |

## (2) 刈谷市国際化・多文化共生推進委員会

### ①委員名簿【本計画の策定期間（令和4年度～令和5年度）の名簿】

| 区 分                                | 所 属                | 氏 名                         | 備 考     |       |
|------------------------------------|--------------------|-----------------------------|---------|-------|
| 学識経験を有する者                          | 愛知淑徳大学<br>名誉教授     | 榎 田 勝 利                     |         |       |
| 関係機関を<br>代表する者                     | 大学                 | 国立大学法人愛知教育大学<br>国際企画課       | 高 木 遠 慧 |       |
|                                    | 教育委員会              | 刈谷市教育委員会<br>学校教育課           | 屋 敷 大 喜 | 令和4年度 |
|                                    |                    |                             | 清 水 都世子 | 令和5年度 |
|                                    | 国際交流<br>中間支援<br>組織 | 愛知県国際交流協会<br>交流共生課          | 林 一 也   | 令和4年度 |
|                                    |                    |                             | 杉 山 美 紀 | 令和5年度 |
|                                    |                    | 刈谷市国際交流協会                   | 西 村 日出幸 |       |
|                                    | 地区代表者              | 一ツ木自治会                      | 及 川 啓 太 |       |
|                                    | 企業代表               | 株式会社デンソー<br>総務部刈谷総務人事室      | 渡 合 史 善 | 令和4年度 |
|                                    |                    |                             | 北 野 達 生 | 令和5年度 |
|                                    |                    | 株式会社ベルテック                   | 小 池 ソニア |       |
|                                    | NPO 法人             | 認定特定非営利活動法人<br>アジア車いす交流センター | 木 村 隆 彦 |       |
| 市民団体                               | S B K              | 川 口 ビバリ                     |         |       |
| 市内に住所を有し、通勤し、<br>又は通学する18歳以上の<br>者 | 市民公募               | ファム ティ ホン トウイ               |         |       |
| 市の職員                               | 刈谷市<br>市民活動部       | 近 藤 和 弘                     |         |       |

## ②刈谷市国際化・多文化共生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 国際化・多文化共生社会の実現に向けて、刈谷市国際化・多文化共生推進計画を推進するに当たり、市民及び関係機関の意見を反映させるため、刈谷市国際化・多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 刈谷市国際化・多文化共生推進計画の推進に関すること。
- (2) 刈谷市国際化・多文化共生推進計画の策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する18歳以上の者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(資料提出等の協力)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

### (3) 年表

| 年       | 国   | 愛知県   | 刈谷市                                   |
|---------|---|---|---------------------------------------|
| 平成 18 年 | ・ 出入国管理および難民認定法の改正                            |   |                                       |
| 平成 19 年 |   | ・ 多文化共生センター開設（愛知県国際交流協会内）   |                                       |
| 平成 20 年 | ・ 留学生 30 万人計画の策定                              | ・ 「あいち多文化共生推進プラン」の策定  |                                       |
| 平成 21 年 | ・ 出入国管理および難民認定法の改正<br>・ 在留資格「技能実習」創設          |   |                                       |
| 平成 23 年 |   |   | ・ 「第 7 次刈谷市総合計画」策定                    |
| 平成 24 年 | ・ 高度人材ポイント制を導入                                |   | ・ 「刈谷市国際化・多文化共生推進計画」策定                |
| 平成 25 年 |   | ・ 「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」の策定  |                                       |
| 平成 26 年 | ・ 出入国管理および難民認定法の改正                            |   | ・ 一ツ木町の「ワールド・スマイル・ガーデン」開設             |
| 平成 28 年 | ・ 出入国管理および難民認定法の改正<br>・ 在留資格「介護」を創設           |   |                                       |
| 平成 29 年 |   |   |                                       |
| 平成 30 年 | ・ 出入国管理および難民認定法の改正<br>・ 在留資格「特定技能 1 号・2 号」を創設 | ・ 「あいち多文化共生推進プラン 2022」の策定   |                                       |
| 令和元年    | ・ 「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行                       |   |                                       |
| 令和 2 年  | ・ 総務省「地域における多文化共生推進プラン」の改訂                    | ・ あいち地域日本語教育推進センター設置  | ・ 「刈谷初期日本語教室」開始                       |
| 令和 4 年  | ・ 出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」決定          | ・ 「第 4 次あいち多文化共生推進プラン」の策定<br>・ 「あいち国際戦略プラン 2027」の策定<br>・ 「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」の策定 |                                       |
| 令和 5 年  |   |   | ・ 「第 8 次刈谷市総合計画」策定<br>・ 「多文化交流フェスタ」開催 |
| 令和 6 年  |   |   | ・ 「第 2 次刈谷市多文化共生推進計画」策定               |

## 第2次刈谷市多文化共生推進計画

発行 令和6年（2024年）3月

発行者 刈谷市／編集：市民活動部 市民協働課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL:0566-95-0002（ダイヤルイン）

Mail: kyodo@city.kariya.lg.jp

---